

# 伊那市森林整備計画 変更計画書

(令和8年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 5年4月 1日  
至 令和 15年3月31日

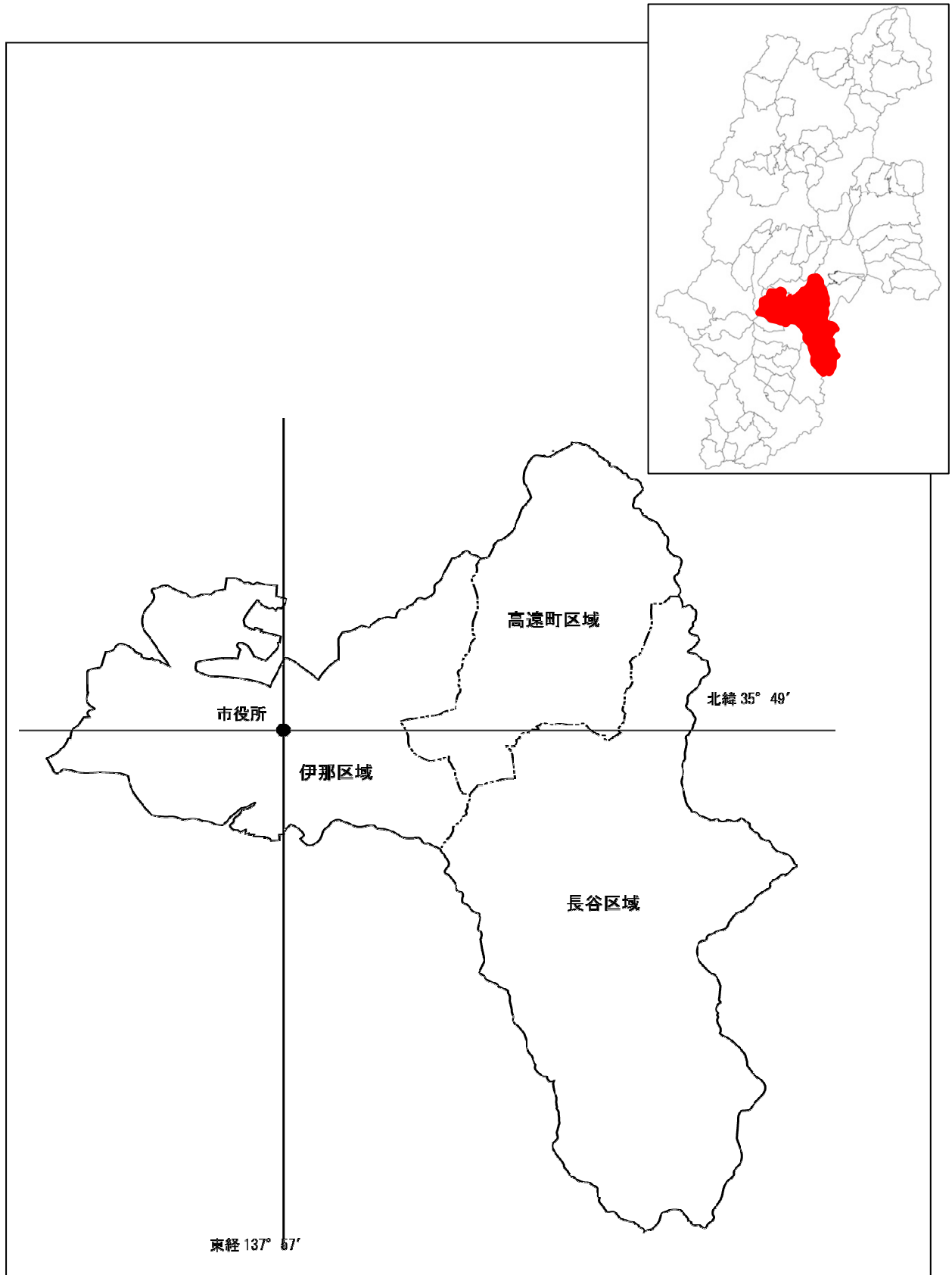
長野県  
伊那市

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号）に基づき、伊那市森林整備計画を変更する。  
なお、伊那市森林整備計画の変更は、令和 8 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

#### 変更理由

- ① 森林の転用・編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更（P7～11）
- ② 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する記載の変更（P15・16）
- ③ 造林に係る省力化・低コスト化に関する記載の変更（P18）
- ④ 作業路網の整備に関する記載の変更（P42・44）
- ⑤ 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項に関する記載の変更（P49）

市町村位置図



# 目 次

## I 基本的事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
  - (1) 地域の概況
  - (2) 森林・林業の現状
  - (3) 森林・林業の課題
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
  - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
  - (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

## II 森林の整備

- 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
  - 3 その他
- 第2 造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
  - 1 人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
    - (1) 対象樹種
    - (2) 方法
    - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
  - 2 天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
    - (1) 対象樹種
    - (2) 方法
    - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・22
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
    - (1) 造林の対象樹種
    - (2) 生育し得る最大の立木の本数
- 第3 間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・24
    - (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢
    - (2) 間伐の標準的な方法
  - 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
  - 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・・27
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・27
    - (1) 水源涵養機能維持増進森林<sup>かん</sup>
    - (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持<sup>かん</sup>増進森林以外の森林
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
    - (1) 区域の設定
    - (2) 森林施業の方法
  - 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
    - (1) 施業実施協定の締結の促進方法

|            |                                    |    |
|------------|------------------------------------|----|
|            | (2) その他                            |    |
| <b>第5</b>  | <b>委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進</b>      | 39 |
| 1          | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針     | 39 |
| 2          | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | 39 |
| 3          | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項           | 40 |
| 4          | 森林経営管理制度の活用に関する事項                  | 40 |
| <b>第6</b>  | <b>森林施業の共同化の促進</b>                 | 40 |
| 1          | 森林施業の共同化の促進に関する方針                  | 40 |
| 2          | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策          | 40 |
| 3          | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項             | 41 |
| <b>第7</b>  | <b>作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備</b>       | 41 |
| 1          | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム    | 41 |
| 2          | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域            | 41 |
| 3          | 作業路網の整備                            | 42 |
|            | (1) 基幹路網                           |    |
|            | (2) 細部路網                           |    |
| <b>第8</b>  | <b>その他</b>                         | 45 |
| 1          | 林業に従事する者の養成及び確保                    | 45 |
| 2          | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進          | 45 |
| <b>III</b> | <b>森林の保護</b>                       |    |
| <b>第1</b>  | <b>鳥獣害の防止</b>                      | 46 |
| 1          | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法      | 46 |
|            | (1) 区域の設定                          |    |
|            | (2) 鳥獣害の防止方法                       |    |
| 2          | その他                                | 46 |
| <b>第2</b>  | <b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護</b> | 47 |
| 1          | 森林病虫害の駆除及び予防の方法                    | 47 |
| 2          | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）              | 48 |
| 3          | 林野火災の予防の方法                         | 48 |
| 4          | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項       | 48 |
| 5          | その他                                | 49 |
|            | (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  |    |
|            | (2) その他                            |    |
| <b>IV</b>  | <b>森林の保健機能の増進</b>                  | 50 |
| 1          | 保健機能森林の区域                          | 50 |
| 2          | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法  | 50 |
| 3          | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備            | 51 |
| <b>V</b>   | <b>その他森林の整備に必要な事項</b>              | 52 |
| 1          | 森林経営計画の作成                          | 52 |
| 2          | 生活環境の整備                            | 52 |
| 3          | 森林整備を通じた地域振興                       | 52 |
| 4          | 森林の総合利用の推進                         | 53 |
| 5          | 住民参加による森林の整備                       | 53 |
| 6          | 森林経営管理制度に基づく事業                     | 54 |
| 7          | その他                                | 54 |
| <b>VI</b>  | <b>参考資料</b>                        | 56 |
| 1          | 人口及び就業構造                           |    |

- 2 土地利用
- 3 市町村における林業の位置付け
- 4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

|         |              |                                 |
|---------|--------------|---------------------------------|
| (別紙 1)  | 市町村森林整備計画概要図 | 森林資源状況図                         |
| (別紙 2)  | 〃            | 所有形態別森林図                        |
| (別紙 3)  | 〃            | 保安林、その他法令図                      |
| (別紙 4)  | 〃            | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林            |
| (別紙 5)  | 〃            | 公益的機能別施業森林図                     |
| (別紙 6)  | 〃            | 施業種別森林施業図                       |
| (別紙 7)  | 〃            | 特に効率的な施業が可能な区域図                 |
| (別紙 8)  | 〃            | 鳥獣害防止森林区域図                      |
| (別紙 9)  | 〃            | 保健機能森林区域図                       |
| (別紙 10) | 〃            | 森林経営計画（区域計画）の要件となる<br>一体整備相当区域図 |

# I 基本的事項

## 1 森林整備の現状と課題

### (1) 地域の概況

#### ◇位置（伊那市役所）

東経 135° 57′ 北緯 35° 49′ 海拔 632.0m

#### ◇面積

667.93km<sup>2</sup>（東西 37.2km、南北 44.7km）

#### ◇土地の地目別面積＜令和4年1月1日現在＞

| 田                    | 畑                    | 宅地                   | 山林                    | 原野                   | その他                   |
|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 38.3 km <sup>2</sup> | 16.9 km <sup>2</sup> | 19.8 km <sup>2</sup> | 293.1 km <sup>2</sup> | 55.3 km <sup>2</sup> | 244.5 km <sup>2</sup> |

#### ◇気象（令和3年中、伊那市統計書）

| 気温    |       |       | 年間総降水量   | 風速平均   |
|-------|-------|-------|----------|--------|
| 平均    | 最高    | 最低    |          |        |
| 11.8℃ | 34.7℃ | −9.4℃ | 1,534 mm | 2.2m/s |

#### ◇地形・地質

伊那市の地形は、西部は木曾山脈の経ヶ岳を中心とする北部山地、東部は仙丈ヶ岳を主峰とする3000m級の赤石山脈とその前山の伊那山脈、その間に中央構造線に沿って南北に谷が発達しています。中央部は標高600m前後の伊那盆地で、天竜川や三峰川、その支流による河岸段丘と氾濫原、扇状地が発達する起伏に富んだ地形となっている。

地質構造は、西部の木曾山脈系は主として花崗岩、粘板岩やホルンフェルス、東部の赤石山脈系は中央構造線の東側は三波川変成帯、西側は領家帯、中央部は天竜川と支流域に発達している扇状地、河岸段丘は洪積層や沖積層で、複雑な地質構造となっている。

### (2) 森林・林業の現状

#### ① 地域の森林資源

伊那市の総面積は66,793haで、うち森林面積は54,907haと総面積の約82%を占めている。民有林の面積は34,117haであり、そのうちカラマツを主体とした人工林の面積は20,683haと約61%を占めている。民有林における林齢構成は、人工林では12～14齢級（56～70年生）に集中し、天然林では14齢級以上（66年生以上）の森林が多くなっている。

近年、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、地球温暖化等の環境問題等への対策から防災機能の増進、さらには自然とのふれあい・森林との共生等が求められるようになった。現状としては、路網整備の遅れや個人所有林の散在等により保育施業の遅れが目立つ林

分もあるものの、今後伐期を迎える林分が多く存在する中で、長期的な視点に立った持続的な森林整備の計画をたて、環境に配慮した木材の有効活用が図られるよう計画的な伐採を推進することが重要である。

**【人天別森林資源表】**

単位：面積 ha、蓄積m<sup>3</sup>

| 民国別 | 森林資源量 | 人工林       |         |           | 天然生林      |           |          |           | 合計        |           |          |            |
|-----|-------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
|     |       | 針葉樹       | 広葉樹     | 計         | 針葉樹       | 広葉樹       | 未立木地等    | 計         | 針葉樹       | 広葉樹       | 未立木地等    | 計          |
| 民有林 | 面積    | 20,568.23 | 114.79  | 20,683.02 | 4,153.49  | 8,705.49  | 574.57   | 13,433.55 | 24,721.72 | 8,820.28  | 574.57   | 34,116.57  |
|     | 蓄積    | 5,401,853 | 8,187   | 5,410,040 | 1,039,254 | 1,010,836 | 1,007    | 2,051,097 | 6,441,107 | 1,019,023 | 1,007    | 7,461,137  |
| 国有林 | 面積    | 4,826.36  | 19.75   | 4,846.11  | 9,407.66  | 3,704.13  | 2,832.56 | 15,944.35 | 14,234.02 | 3,723.88  | 2,832.56 | 20,790.46  |
|     | 蓄積    | 970,150   | 100,929 | 1,071,079 | 1,998,422 | 756,800   | 0        | 2,755,222 | 2,968,572 | 857,729   | 0        | 3,826,301  |
| 合計  | 面積    | 25,394.59 | 134.54  | 25,529.13 | 13,561.15 | 12,409.62 | 3,407.13 | 29,377.90 | 38,955.74 | 12,544.16 | 3,407.13 | 54,907.03  |
|     | 蓄積    | 6,372,003 | 109,116 | 6,481,119 | 3,037,676 | 1,767,636 | 1,007    | 4,806,319 | 9,409,679 | 1,876,752 | 1,007    | 11,287,438 |

注)「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

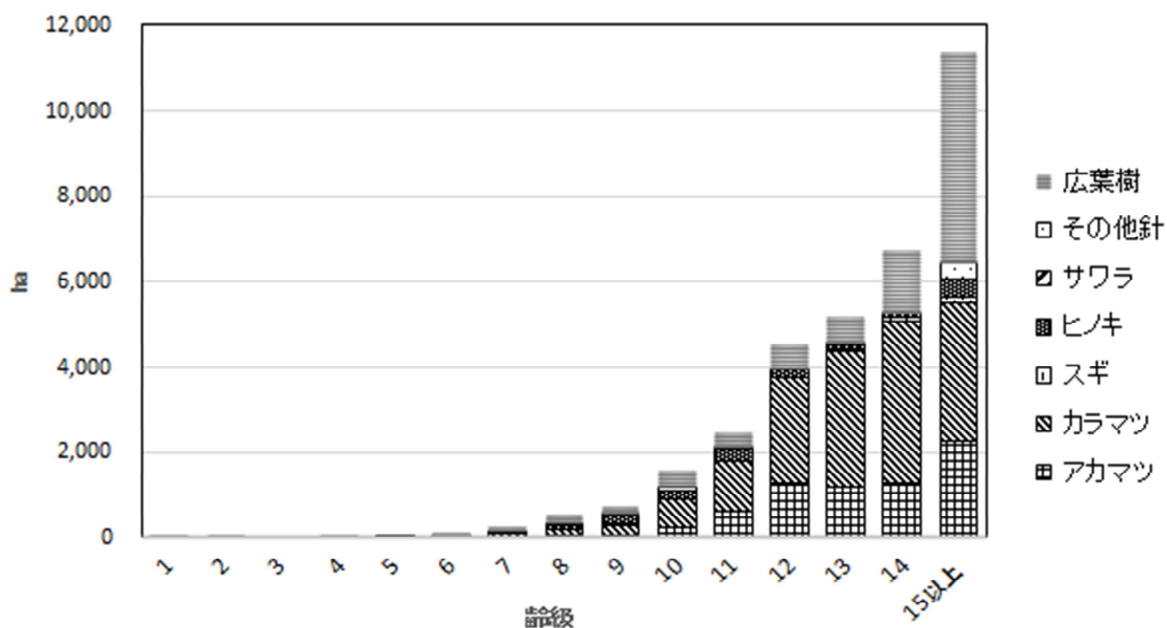
民有林の人工林割合 面積 60.6% 蓄積 72.5%

**【民有林の樹種別構成表】**

| 樹種   | 面積 (ha)   |      | 蓄積 (m <sup>3</sup> ) |      |
|------|-----------|------|----------------------|------|
|      |           | 比率   |                      | 比率   |
| アカマツ | 6,958.06  | 21%  | 1,683,680            | 23%  |
| カラマツ | 15,107.94 | 45%  | 4,095,200            | 55%  |
| スギ   | 328.24    | 1%   | 118,353              | 2%   |
| ヒノキ  | 1,754.35  | 5%   | 436,920              | 6%   |
| サワラ  | 44.08     | 0%   | 11,802               | 0%   |
| その他針 | 529.05    | 2%   | 95,152               | 1%   |
| 広葉樹  | 8,820.28  | 26%  | 1,019,023            | 14%  |
| 計    | 33,542.00 | 100% | 7,460,130            | 100% |

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

### 【民有林の齢級別構成グラフ】



### ② 森林の所有形態

所有形態別面積は、公有林（県・市町村・財産区）が23%、私有林が77%となっています。

また、個人有林の規模は1戸あたり約1.85haで、県平均の1.7haを上回っています。

### 【民有林の所有形態】

| 所有形態別 |      | 面積 (ha)   |      | 蓄積 (m <sup>3</sup> ) |      |
|-------|------|-----------|------|----------------------|------|
|       |      |           | 割合   |                      | 割合   |
| 公有林   | 県    | 1,351.72  | 4%   | 323,560              | 4%   |
|       | 市    | 3,843.84  | 11%  | 852,947              | 11%  |
|       | 財産区  | 2,707.66  | 8%   | 601,152              | 8%   |
|       | 計    | 7,903.22  | 23%  | 1,777,659            | 24%  |
| 私有林   | 集落有林 | 2,919.57  | 9%   | 673,709              | 9%   |
|       | 団体有林 | 7,313.64  | 21%  | 1,505,239            | 20%  |
|       | 個人有林 | 14,382.50 | 42%  | 3,169,420            | 42%  |
|       | その他  | 1,597.64  | 5%   | 335,110              | 4%   |
|       | 計    | 26,213.35 | 77%  | 5,683,478            | 76%  |
| 合計    |      | 34,116.57 | 100% | 7,461,137            | 100% |

### ③ 林業労働力の現状

令和3年度の上伊那地域振興局管内の林業事業体数は28事業体で、内訳は森林組合1組合、素材生産業が19社、その他8社である。総従事者数は、161名である。

当市では森林組合を中心とした素材生産事業体が森林整備を担っており、高性能林業機械の整備を進めている。

**【事業体別林業従事者数】**

| 区 分    | 組合・<br>事業者数 | 従業者数（人） |           | 備 考     |
|--------|-------------|---------|-----------|---------|
|        |             |         | うち作業員数（人） |         |
| 森林組合   | 1           | 27      |           | 上伊那森林組合 |
| 生産森林組合 |             |         |           |         |
| 素材生産業  | 19          | 93      |           |         |
| 製材業    |             |         |           |         |
| その他    | 8           | 41      |           |         |
| 合 計    | 28          | 161     |           |         |

**【林業機械等設置状況】**

単位：台数

| 機械名       | 森林組合 | 会社  | 個人 | その他 | 計   |
|-----------|------|-----|----|-----|-----|
| 集材機       |      | 12  |    | 1   | 13  |
| モノケーブル    |      |     |    |     |     |
| リモコンウインチ  |      | 14  |    | 2   | 16  |
| 自走式搬器     | 1    | 7   |    | 2   | 10  |
| 運材車       | 2    | 10  | 20 | 2   | 34  |
| ホイールトラクタ  |      | 6   |    | 3   | 9   |
| 動力枝内機     |      |     |    | 3   | 3   |
| トラック      | 4    | 11  |    | 1   | 16  |
| グラップルクレーン |      | 3   |    | 8   | 11  |
| フェラーバンチャ  |      | 1   |    |     | 1   |
| スキッド      |      | 1   |    |     | 1   |
| プロセッサ     | 1    | 9   |    | 1   | 11  |
| グラップルバケット | 1    | 14  |    |     | 15  |
| ハーベスタ     | 1    | 5   |    | 1   | 7   |
| フォワーダ     | 4    | 9   |    | 2   | 15  |
| タワーヤーダ    |      | 1   |    |     | 1   |
| スイングヤーダ   |      | 10  |    |     | 10  |
| 合 計       | 14   | 113 | 20 | 26  | 173 |

④ 林内路網の整備状況

【路網整備状況（令和3年度末）】

| 区 分   | 路 線 数  | 延 長   |      | 密 度       |
|-------|--------|-------|------|-----------|
|       |        |       | うち舗装 |           |
| 林 道   | 95 路線  | 227km | 47km | 6.69m/ha  |
| 林業専用道 | 0 路線   | km    | km   | m/ha      |
| 計     |        | km    | km   | m/ha      |
| 森林作業道 | 341 路線 | 351km | km   | 10.34m/ha |

⑤ 保安林の配備の実施状況

保安林等制限林の面積は 13,610ha で山林（民有林）の約 40%を占めている。

【保安林配備状況】

| 保安林種      | 面積           | 民有林に占める割合 |
|-----------|--------------|-----------|
| 水源かん養保安林  | 9,289.14 ha  | 27.2 %    |
| 土砂流出防備保安林 | 3,598.49 ha  | 10.5 %    |
| 土砂崩壊防備保安林 | 24.41 ha     | 0.1 %     |
| 風害防備保安林   | 0.00 ha      | 0.0 %     |
| 水害防備保安林   | 0.00 ha      | 0.0 %     |
| 干害防備保安林   | 695.22 ha    | 2.0 %     |
| 落石防止保安林   | 1.31 ha      | 0.0 %     |
| 保健保安林     | 0.00 ha      | 0.0 %     |
| 風致保安林     | 1.13 ha      | 0.0 %     |
| 合計        | 13,609.70 ha | 39.9 %    |

⑥ 地域の取り組み状況

ア 伊那市 50 年の森林（もり）ビジョン、ソーシャル・フォレストリー都市宣言

平成 28 年 2 月に「山（森林）が富と雇用を支える 50 年後の伊那市」を基本理念とし、市民を主役とした自立的な地域経済の循環を構築する新しい農山村ビジネスモデルの創出を目指す「伊那市 50 年の森林（もり）ビジョン」を策定した。また、このビジョンが柱とする市民参加による社会林業都市（ソーシャル・フォレストリー）の実現のため、平成 28 年度を取組の元年として「伊那市ソーシャル・フォレストリー都市宣言」を行った。

イ 住民による災害に強い里山づくり

平成 18 年 7 月豪雨災害を契機として、西春近諏訪形区の住民参加により、災害に強い里山づくりを実践する「諏訪形区を災害から守る委員会」が土石流対策として植林を行い、下草刈りや作業道の整備、防鹿柵設置による食害対策を行っている。

ウ 住民による里山づくり

上牧地区では、市民団体「上牧里山づくり」が住民参加による里山の保全整備、自然体験道路や公園の整備等を行い、同地区の伊那北小学校の児童をはじめとする環境教育の場として里山を活用したイベントを随時開催している。

#### エ 地域材で造った田舎暮らしモデルハウス

伊那市では、平成 26 年に、マイホームを希望する若年層や子育て世代を対象に、廉価で内装を自由に間仕切りをできる住宅を紹介し定住・人口増対策を図ることを目的とするとともに、伐期を迎えている地域産材の利用促進を図ることを目的として、「地域で育てるキットハウス事業研究会を立ち上げ、平成 27 年 12 月に、田舎暮らしモデル地域のひとつである新山地域に、上伊那産木材を使った「田舎暮らしモデルハウス」を完成させた。キットハウス事業の情報発信を行いながら、移住希望者の見学対応や、お試し宿泊体験施設として活用している。

#### オ 協定による森林整備

伊那市と友好提携を結んでいる新宿区は、環境保全に関する協定を締結して、平成 21 年から伊那市の市有林整備事業を実施している。新宿区はこの整備に当たり、森林経営計画を樹立して計画的に間伐を進め、森林整備による環境保全と整備で生産される間伐材の有効利用を図る取組を進めている。また、この整備により新宿区内の二酸化炭素排出量を森林整備によって相殺するカーボンオフセットを実施している

### (3) 森林・林業の課題

#### ア 獣害・松くい虫被害の発生

伊那市では近年、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルの獣害がみられる。特に南アルプス山麓ではニホンジカの被害が深刻な状況にあり、伊那市鳥獣被害防止計画に沿った対策を継続していく必要がある。

さらに、伊那市は松くい虫の激甚被害地で、富県地区や手良地区など、いたるところに松くい虫被害が確認されており、アカマツが衰退の危機に瀕しているため、被害の早期発見、早期駆除、樹種転換等の対策が必要である。

#### イ 人工林の樹種の偏り

伊那市の人工林はカラマツが多くを占めており、生育に適しない 1600～1800m を超す高標高域や水田の跡地、河川沿いでは生育不良の人工林がみられる。このため、現実林分を立地環境に適した森林に誘導する必要がある。

#### ウ 林齢の偏り

伊那市の民有林は 45～60 年生の人工林分布が多く、森林資源が成熟してきている。しかし、若齢から成熟期の森林が少ないことから、林齢の平準化が必要である。

#### オ 施業集約化の推進

効率的な間伐を推進し持続的な森林管理を行うため、施業の集約化を進め森林経営計画の作成を積極的に行う必要がある。また、森林所有者の不明および不在村所有者など施業集約化が困難となっている林分は、森林の土地の情報を把握し、林地台帳を整備して提供することで、施業集約化を支援する必要がある。

## カ 担い手の育成

基盤整備を推進するにあたり、路網開設の技術および高性能林業機械の操作などの作業システム全般に精通する高度な技術者の養成・確保が必要である。

また、森林施業プランナーなど施業の集約化を行う人材の育成が必要である。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

|   |
|---|
| <p>[水源涵養機能]<br/>かん</p> <p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p>  |
| <p>[山地災害防止機能／土壌保全機能]</p> <p>下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>                              |
| <p>[快適環境形成機能]</p> <p>大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p>               |
| <p>[保健・レクリエーション機能]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p> |
| <p>[文化機能]</p> <p>街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p>                            |
| <p>[木材生産機能]</p> <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>  |

具体的には、次のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしく

は維持します。

なお、各地区は、「Ⅱ第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

#### 【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

ア 森林区域においては、7～12 齢級のカラマツ林を中心に、間伐を必要とする針葉樹人工林が多く存在する。間伐を中心に森林施業を計画的かつ効率的に実施するため、高性能林業機械作業システムの適用区分図や間伐対象林分マップを有効に活用し、森林組合や林業事業者による施業の集約化を促し、林道、作業路網を的確に整備して間伐を進めるとともに、将来の主伐・更新に向けた基盤を整備する。

イ 木材生産機能維持増進森林など人工造林に適した森林については、計画的な主伐および植栽等による再造林を行う。また、人工造林が困難な森林では、間伐及び択伐により針広混交林に誘導し、森林の公益的機能の強化を図る。

ウ 長野県ふるさとの森林づくり条例の里山整備利用地域に認定されている西山地区の「市民の森」は当市の貴重な財産として守り、後世へと引き継ぐ。また、私有林や伊那市が取得をして保全する森林も含め、「市民の森」としてその有効な利活用を図っていく。森林所有者と地域住民の理解のもと、森林ボランティア等を活用し市民の森及びその周辺林をふれあいの場として整備を進める。また、残された里山の林を保全し地域住民の憩いの場としての整備が要望されているため、住民参加を求めながら歩道・作業路の整備や特定広葉樹育成などにより森林の整備を推進する。

エ 富県地区においては、マツタケ発生環境整備を積極的に推進し、長期的な安定生産を目指す。高鳥谷山を中心とする森林は、きのこ・山菜等の宝庫である。地域グリーン・ツーリズム構想により地域内森林の保護とその利用が計画されていることから、森林整備と路網整備を推進し、魅力ある「山づくり」に取り組む。

#### (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

平成 28 年 2 月に策定した「伊那市 50 年の森林（もり）ビジョン」を基本理念として、市内の森林の整備を図る。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

南信森林管理署、長野県、伊那市、森林所有者、上伊那森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

## Ⅱ 森林の整備

### 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

| 区分  | 樹種     | 標準伐期齢 | 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢 | 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢 |
|-----|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 針葉樹 | カラマツ   | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | アカマツ   | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | スギ     | 40年   | 50年以上             | おおむね80年以上         |
|     | ヒノキ    | 45年   | 55年以上             | おおむね90年以上         |
|     | その他針葉樹 | 60年   | 70年以上             | おおむね120年以上        |
| 広葉樹 | クヌギ    | 15年   | 25年以上             | おおむね30年以上         |
|     | ナラ類    | 20年   | 30年以上             | おおむね40年以上         |
|     | ブナ     | 70年   | 80年以上             | おおむね140年以上        |
|     | その他広葉樹 | 20年   | 30年以上             | おおむね40年以上         |

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

#### 【主伐の区分】

| 区分 | 主伐の方法の内容   |
|----|--|
| 皆伐 | 伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。  |
| 択伐 | 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。<br>なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であれば40%以下）であるものとする。 |

**【主伐の留意事項】**

| 区 分  | 留 意 事 項   |
|------|---|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。</li> <li>② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</li> <li>⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ul>           |
| 皆 伐  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</li> <li>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</li> <li>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。<br/>           河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地<br/>           人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</li> </ul> |
| 択 伐  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</li> <li>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</li> <li>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</li> </ul>  |

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、20m以上の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然

稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

### 3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

#### 【更新の確認時期】

| 主伐の届出            | 更新方法 | 確認時期                               | 確認者                              |
|------------------|------|------------------------------------|----------------------------------|
| 伐採及び伐採後の造林の届出書   | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 伊那市                              |
|                  | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 |                                  |
| 森林経営計画に係る伐採等の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 認定者<br>(県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は伊那市) |
|                  | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 |                                  |

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届出書」という。）」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県上伊那地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

## 第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことか

ら、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

## 1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

### (1) 対象樹種

| 区 分       | 樹 種 名  | 備 考 |
|-----------|--------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ     |     |
|           | ヒノキ    |     |
|           | アカマツ   |     |
|           | カラマツ   |     |
|           | その他針葉樹 |     |
|           | 広葉樹    |     |

### (2) 方法

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬なども活用して、軽労化を図ると共に、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）、植栽適期が広いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとしします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

| 仕立て方法          | スギ                 | ヒノキ   | アカマツ  | カラマツ  | その他<br>針葉樹 | 広葉樹   |
|----------------|--------------------|-------|-------|-------|------------|-------|
|                | ha 当たりの植栽本数 (本) 目安 |       |       |       |            |       |
| 疎仕立て           | 1,500              | -     | -     | 1,500 | -          | -     |
| 疎仕立て～<br>中庸仕立て | 2,000              | 2,000 | 2,000 | 1,800 | 2,000      | -     |
| 中庸仕立て          | 3,000              | 3,000 | 3,000 | 2,300 | 3,000      | 3,000 |

注) 保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

#### イ その他人工造林の方法

| 区 分 | 標準的な方法   |
|-----|--|
| 地拵え | 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること         |
| 植付け | コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること |

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

| 皆 伐                           | 択 伐                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。 |

## 2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

#### (1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

|                |               |                       |
|----------------|---------------|-----------------------|
| バッコヤナギ (ヤナギ科)  | オノエヤナギ (ヤナギ科) | その他ヤナギ類 (ヤナギ科)        |
| サワグルミ (クルミ科)   | オニグルミ (クルミ科)  | ヨグソミネバリ (ミズメ) (カバノキ科) |
| ウダイカンバ (カバノキ科) | シラカンバ (カバノキ科) | ダケカンバ (カバノキ科)         |
| ネコシデ (カバノキ科)   | ハンノキ (カバノキ科)  | ケヤマハンノキ (カバノキ科)       |

|                   |                  |                       |
|-------------------|------------------|-----------------------|
| コバノヤマハンノキ (カバノキ科) | ヤハズハンノキ (カバノキ科)  | ミヤマハンノキ (カバノキ科)       |
| ヤシャブシ (カバノキ科)     | ミヤマヤシャブシ (カバノキ科) | ヒメヤシャブシ (カバノキ科)       |
| アサダ (カバノキ科)       | サワシバ (カバノキ科)     | クマシデ (カバノキ科)          |
| アカシデ (カバノキ科)      | ブナ (ブナ科)         | コナラ (ブナ科)             |
| ミズナラ (ブナ科)        | クヌギ (ブナ科)        | カシワ (ブナ科)             |
| クリ (ブナ科)          | オヒョウ (ニレ科)       | エノキ (ニレ科)             |
| エゾエノキ (ニレ科)       | ハルニレ (ニレ科)       | ケヤキ (ニレ科)             |
| フサザクラ (フサザクラ科)    | カツラ (カツラ科)       | ヒロハカツラ (カツラ科)         |
| タムシバ (モクレン科)      | コブシ (モクレン科)      | ホオノキ (モクレン科)          |
| カスミザクラ (バラ科)      | オオヤマザクラ (バラ科)    | ミヤマザクラ (バラ科)          |
| ウワミズザクラ (バラ科)     | イヌザクラ (バラ科)      | シウリザクラ (バラ科)          |
| ズミ (バラ科)          | アズキナシ (バラ科)      | ナナカマド (バラ科)           |
| イヌエンジュ (マメ科)      | キハダ (ミカン科)       | イタヤカエデ (カエデ科)         |
| ウリハダカエデ (カエデ科)    | オオモミジ (カエデ科)     | ヤマモミジ (カエデ科)          |
| コミネカエデ (カエデ科)     | ミネカエデ (カエデ科)     | トチノキ (トチノキ科)          |
| シナノキ (シナノキ科)      | オオバボダイジュ (シナノキ科) | ハリギリ (ウコギ科)           |
| コシアブラ (ウコギ科)      | ヤマボウシ (ミズキ科)     | ミズキ (ミズキ科)            |
| クマノミズキ (ミズキ科)     | リョウブ (リョウブ科)     | コバノトネリコ (アガモ) (モクセイ科) |
| ヤチダモ (モクセイ科)      | アカマツ (マツ科)       | カラマツ (マツ科)            |
| キタゴヨウ (マツ科)       | チョウセンゴヨウ (マツ科)   | ウラジロモミ (マツ科)          |
| オオシラビソ (マツ科)      | トウヒ (マツ科)        | コメツガ (マツ科)            |
| スギ (スギ科)          | ヒノキ (ヒノキ科)       | サワラ (ヒノキ科)            |
| ネズコ (ヒノキ科)        | イチイ (イチイ科)       |                       |

ぼう芽更新樹種一覧表

| 区分      | 樹種             | ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考) |      | ぼう芽の発生する<br>おおむねの限界根元直径 (参考) |
|---------|----------------|-----------------------------------|------|------------------------------|
|         |                | 直径                                | 本数   |                              |
| ぼう芽更新樹種 | ミズナラ (ブナ科)     | 20 cm                             | 30 本 | 50 cm                        |
|         | コナラ (ブナ科)      | 10 cm                             | 20 本 | 40 cm                        |
|         | クリ (ブナ科)       | 20 cm                             | 60 本 | 40 cm                        |
|         | ホオノキ (モクレン科)   | 20 cm                             | 20 本 | 60 cm                        |
|         | カスミザクラ (バラ科)   | 10 cm                             | 20 本 | 40 cm                        |
|         | イタヤカエデ (カエデ科)  | 10 cm                             | 20 本 | 20 cm                        |
|         | ウリハダカエデ (カエデ科) | 10 cm                             | 20 本 | 40 cm                        |

|               |       |      |       |
|---------------|-------|------|-------|
| ※クマシデ (カバノキ科) | 10 cm | 10 本 | 20 cm |
| ※オオモミジ (カエデ科) | 10 cm | 10 本 | 50 cm |
| ※コシアブラ (ウコギ科) | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| ※ミズキ (ミズキ科)   | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| ※リョウブ (リョウブ科) | 10 cm | 10 本 | 20 cm |

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としています。)

## (2) 方法

### ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

| 樹 種     | 期 待 成 立 本 数    |
|---------|----------------|
| 対象樹種すべて | 10,000 本/ha 以上 |

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分       | 方 法     | 内 容  |
|----------|---------|--|
| 天然更新     | 天然下種更新  | 天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。  |
|          | ぼう芽更新   | 樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。   |
| 天然補助更新作業 | 地 表 処 理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。 |
| 天然更新補助作業 | 刈 出 し   | ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。                             |
|          | 植 込 み   | 更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。  |

### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、県地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

#### ① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区 (調査プロット) の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を

撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用して位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

| 区分        | 内 容   |
|-----------|---|
| 更新すべき立木本数 | 3,000本/ha以上   |
| 稚樹高       | 競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-10 ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。   |
| 更新を判定する時期 | 伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。<br>判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。 |

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林幣計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新

樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、人工造林を計画すること。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない  
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)



3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない

- ・過密状態にある森林
- ・シカ等による食害が激しい森林
- ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森 林 の 区 域   | 面積 (ha)         | 備考 |
|---|-----------------|----|
| 3, 5, 6, 8, 46, 47, 48, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 58, 59, 60, 61, 66, 68, 69, 70, 79, 88, 89, 90, 91<br>92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 105, 109, 110, 111, 112, 115, 116, 117, 118, 136, 137<br>138, 141, 145, 146, 147, 148, 175, 176, 177, 178, 1002, 1003, 1008, 1010, 1012, 1013, 1014, 1015<br>1016, 1017, 1018, 1019, 1020, 1021, 1022, 1023, 1029, 1031, 1032, 1033, 1034, 1035, 1036, 1037<br>1041, 1042, 1043, 1044, 1045, 1049, 1050, 1051, 1052, 1053, 1054, 1055, 1056, 1058, 1059, 1060,<br>1061, 1062, 1063, 1064, 1065, 1066, 1067, 1068, 1070, 1071, 1072, 1073, 1076, 1077, 1078, 1079,<br>1080, 1081, 1082, 1084, 1085, 1086, 1087, 1088, 1089, 1090, 1091, 1092, 1093, 1097, 1103, 1115<br>1132, 1133, 1140, 1141, 1142, 1143, 1144, 1147, 1148, 1149, 1150, 1151, 1155, 1156, 1058, 1059,<br>2001, 20032004, 2005, 2006, 2007, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2020,<br>2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2033, 2034, 2035, 2036, 2038, 2039,<br>2042, 2046, 2054, 2055, 2057, 2059, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074,<br>2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092,<br>2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2100, 2101, 2106, 2107, 2109, 2110, 2112, 2113, 2115, 2117,<br>2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2133, 2134, 2135, 2136,<br>2137, 2138, 2140, 2141, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154,<br>2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2168, 2169, 2170, 2171,<br>2172, 2173, 2175, 2177, 2178 | 21, 640. 9<br>0 |    |

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

###### イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

### 第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

##### (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

| 樹種               | 施業体系 | 植栽本数<br>(本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) |             |             |             |             |            |
|------------------|------|----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
|                  |      |                | 初回                | 2回目         | 3回目         | 4回目         | 5回目         | 6回目        |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅰ) | 標準   | 3,000          | 9<br>(26%)        | 13<br>(35%) | 18<br>(32%) | 25<br>(33%) | 34<br>(34%) | 55<br>(-%) |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅱ) | 標準   | 3,000          | 11<br>(26%)       | 15<br>(35%) | 22<br>(32%) | 32<br>(33%) | 45<br>(34%) | 88<br>(-%) |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅲ) | 標準   | 3,000          | 13<br>(26%)       | 19<br>(35%) | 29<br>(32%) | 44<br>(33%) | 78<br>(34%) | -          |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅳ) | 標準   | 3,000          | 17<br>(26%)       | 25<br>(35%) | 42<br>(32%) | 85<br>(33%) | -           | -          |
| スギ(裏系)<br>(地位級Ⅴ) | 標準   | 3,000          | 23<br>(26%)       | 39<br>(35%) | -           | -           | -           | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅰ)   | 標準   | 2,300          | 11<br>(39%)       | 16<br>(39%) | 24<br>(37%) | 39<br>(38%) | 58<br>(-%)  | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅱ)   | 標準   | 2,300          | 13<br>(39%)       | 19<br>(39%) | 29<br>(37%) | 50<br>(38%) | 87<br>(-%)  | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅲ)   | 標準   | 2,300          | 15<br>(39%)       | 23<br>(39%) | 37<br>(37%) | 76<br>(38%) | -           | -          |
| カラマツ<br>(地位級Ⅳ)   | 標準   | 2,300          | 19<br>(39%)       | 31<br>(39%) | 53<br>(37%) | -           | -           | -          |
| アカマツ<br>(地位級Ⅰ)   | 標準   | 3,000          | 12<br>(33%)       | 18<br>(31%) | 24<br>(27%) | 31<br>(25%) | 40<br>(25%) | 54<br>(-%) |
| アカマツ<br>(地位級Ⅱ)   | 標準   | 3,000          | 14<br>(33%)       | 21<br>(31%) | 28<br>(27%) | 37<br>(25%) | 51<br>(25%) | 80<br>(-%) |
| アカマツ<br>(地位級Ⅲ)   | 標準   | 3,000          | 15<br>(33%)       | 24<br>(31%) | 33<br>(27%) | 47<br>(25%) | 75<br>(25%) | -          |
| アカマツ<br>(地位級Ⅳ)   | 標準   | 3,000          | 18<br>(33%)       | 29<br>(31%) | 43<br>(27%) | 69<br>(25%) | -           | -          |
| アカマツ<br>(地位級Ⅴ)   | 標準   | 3,000          | 21<br>(33%)       | 38<br>(31%) | 64<br>(27%) | -           | -           | -          |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅰ)    | 標準   | 3,000          | 15<br>(26%)       | 19<br>(25%) | 24<br>(33%) | 31<br>(20%) | 39<br>(25%) | 52<br>(-%) |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅱ)    | 標準   | 3,000          | 16<br>(26%)       | 22<br>(25%) | 28<br>(33%) | 37<br>(20%) | 50<br>(25%) | 78<br>(-%) |

|               |    |       |             |             |             |             |             |   |
|---------------|----|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
| ヒノキ<br>(地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 19<br>(26%) | 25<br>(25%) | 35<br>(33%) | 49<br>(20%) | 80<br>(25%) | - |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 22<br>(26%) | 31<br>(25%) | 47<br>(33%) | 67<br>(20%) | -           | - |
| ヒノキ<br>(地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 27<br>(26%) | 44<br>(25%) | 85<br>(33%) | -           | -           | - |

注) ( ) 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

| 区 分     | 平均的な間伐間隔 |
|---------|----------|
| 標準伐期齢未満 | 10 年     |
| 標準伐期齢以上 | 20 年     |

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

## (2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

### ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

### イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

| 保育の種類 | 樹種        | 実施すべき標準的な林齢及び回数                                  |               |                | 標準的な方法   |
|-------|-----------|--|---------------|----------------|--|
|       |           | 実施時期   | 実施林齢          | 回数             |  |
| 下刈り   | 全樹種       | (1回目)<br>6月上旬～<br>7月上旬<br>(2回目)<br>7月下旬～<br>8月下旬 | 2年生～<br>10年生  | 年1～2回          | <p>① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。</p> <p>② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。</p> <p>③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。</p> <p>④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。</p> <p>⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。</p> |
| 枝打ち   | スギ<br>ヒノキ | 11月～5月   | 11年生～<br>30年生 | 最大8mまでに必要な回数   | <p>① 人工造林の針葉樹で実施する。</p> <p>② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。</p> <p>③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。</p> <p>④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。</p> <p>⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。</p>                            |
| 除伐    | 全樹種       | 5月～7月<br>(9月～3月)                                 | 11年生～<br>25年生 | 1回～2回          | <p>① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。</p> <p>② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。</p>   |
| つる切り  | 全樹種       | 6月上旬～<br>7月上旬                                    | 11年生～<br>30年生 | 必要に応じて<br>2～3回 | 枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。  |

### 3 その他

#### (1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

#### 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

| 区域               | 樹 種  |      |     |     |            |     |     |     |            |
|------------------|------|------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|
|                  | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ  | その他<br>針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ  | その他<br>広葉樹 |
| 水源涵養機能<br>維持増進森林 | 50年  | 50年  | 55年 | 50年 | 70年        | 25年 | 30年 | 80年 | 30年        |

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

② 快適環境形成機能維持増進森林

③ 保健文化機能維持増進森林

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

#### 【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

| 区域                | 樹 種         |             |             |             |              |             |             |              |             |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|                   | カラマツ        | アカマツ        | ヒノキ         | スギ          | その他<br>針葉樹   | クヌギ         | ナラ類         | ブナ           | その他<br>広葉樹  |
| アの<br>①から④の<br>森林 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>90年 | おおむね<br>80年 | おおむね<br>120年 | おおむね<br>30年 | おおむね<br>40年 | おおむね<br>140年 | おおむね<br>40年 |

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準は次の通りです。

#### 【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

| 機能区分              | 設定基準                         | 設定区域   |
|-------------------|------------------------------|--|
| 特に効率的な施業が可能な森林の区域 | 木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する | 次の①～⑤の全てに該当する森林<br>① 人工林が過半<br>② 地位3以上の森林が過半<br>③ 平均傾斜が30度以下<br>④ 道から小班の距離が200m以内<br>⑤ 制限林は除外<br>※その他、これらの条件に準ずると伊那市長が判断した箇所 |

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

### (2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網

整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

| 施業種    |  | 施業の方法   |
|--------|--|---|
| 植栽     |  | <p>主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。</p> <p>「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。</p> <p>「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則2年以内に植栽する。</p> |
| 間伐     |  | <p>おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。</p>  |
| 主伐     | 林齢   | 標準伐期齢以上   |
|        | 伐採方法   | <p>皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。</p>  |
|        |  | <p>伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。</p>   |
| 伐採立木材積 | <p>伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。</p> |   |

木材生産維持増進機能森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林で主伐を行う場合は、原則として植栽による更新を図ることとします。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域内であって、人工林の主伐を行った箇所の自然的社会的諸条件を総合的に勘案して人工林の主伐後に植栽することが適当でないと伊那市長が判断した場合は、人工林の主伐後の原則植栽は適用しない。

【別表 1】

| 区分           | 施業の方法         | 森林の区域   | 面積 (ha)    |
|--------------|---------------|---|------------|
| 水源涵養機能維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 5ぬ, 5ろ, 6い, 6は, 6ろ, 7に, 7ぬ, 8に, 8は, 8ほ, 8ろ, 17い, 17ち, 17と, 17に, 17は, 17へ, 17ほ, 17り, 17ろ, 18い, 18と, 18に, 18へ, 18ほ, 19ち, 19と, 19に, 19は, 19り, 19ろ, 20い, 20ち, 20と, 20に, 20へ, 20ほ, 21と, 21へ, 21ほ, 23と, 23へ, 23ほ, 27い, 27に, 27は, 27ろ, 46に, 46ほ, 50い, 50に, 50は, 50ろ, 51い, 51ろ, 52い, 52ろ, 53い, 53ろ, 54い, 54に, 54は, 54へ, 54ほ, 54ろ, 55い, 55に, 55は, 55ろ, 56い, 56ろ, 57い, 68い, 68は, 68ろ, 69い, 69は, 69ろ, 88か, 88た, 88と, 88に, 88ぬ, 88へ, 88ほ, 88り, 88ろ, 88わ, 88を, 89い, 89ろ, 90い, 90は, 90ろ, 91い, 91か, 91そ, 91た, 91ち, 91と, 91に, 91ぬ, 91は, 91へ, 91ほ, 91よ, 91り, 91ろ, 91れ, 91ろ, 91わ, 91を, 97と, 98を, 98ち, 98と, 98に, 98ぬ, 98は, 98へ, 98り, 98ろ, 98ろ, 109ろ, 110い, 110は, 110ろ, 114は, 115ろ, 116に, 116は, 116ろ, 117は, 118ろ, 119い, 137へ, 137ほ, 137ろ, 138に, 138は, 141い, 143い, 143は, 143ろ, 148い, 158ち, 158ぬ, 158り, 159ろ, 61は, 161ほ, 163い, 163に, 163は, 163ほ, 163ろ, 164は, 165に, 165は, 165ほ, 166に, 166ほ, 178い, 1001ち, 1001は, 1001り, 1001ろ, 1002ち, 1002と, 1002に, 1002ぬ, 1002は, 1002へ, 1002ほ, 1002り, 1003に, 1003は, 1005と, 1005ほ, 1006い, 1006ろ, 1008に, 1008は, 1008ほ, 1008ろ, 1013に, 1013ほ, 1014い, 1014ろ, 1015に, 1015ろ, 1021い, 1021は, 1021ろ, 1022に, 1022は, 1022へ, 1022ほ, 1022ろ, 1023は, 1023ろ, 1031い, 1031に, 1031は, 1031ほ, 1031ろ, 1032い, 1032は, 1032ろ, 1033い, 1033に, 1033は, 1033ろ, 1039に, 1039は, 1039ほ, 1039ろ, 1040い, 1040は, 1040へ, 1040ほ, 1040り, 1041い, 1041に, 1041は, 1041へ, 1041ろ, 1043い, 1043ち, 1043と, 1043に, 1043へ, 1043ほ, 1043り, 1053に, 1053ほ, 1055い, 1070い, 1070ろ, 1077い, 1080い, 1080ち, 1080と, 1080に, 1080ぬ, 1080は, 1080へ, 1080ほ, 1080り, 1080ろ, 1080ろ, 1080わ, 1081い, 1081ち, 1081と, 1081に, 1081ぬ, 1081は, 1081へ, 1081ほ, 1081り, 1081ろ, 1082い, 1082と, 1082に, 1082は, 1082へ, 1082ほ, 1082ろ, 1083い, 1083に, 1083は, 1083へ, 1083ほ, 1083ろ, 1084い, 1084に, 1084は, 1084ほ, 1084ろ, 1085ち, 1085と, 1085に, 1085ぬ, 1085は, 1085へ, 1085ほ, 1085り, 1085ろ, 1086い, 1086と, 1086に, 1086は, 1086へ, 1086ほ, 1086ろ, 1094に, 1095に, 1095へ, 1095ほ, 1095ろ, 1096は, 1098に, 1098は, 1098ろ, 1099い, 1103と, 1103に, 1103は, 1103ほ, 1104い, 1104ろ, 1105い, 1105ろ, 1115い, 1115ち, 1115に, 1115は, 1115へ, 1115ほ, 1115ろ, 1116い, 1116ろ, 1123い, 1124い, 1125ろ, 1137と, 1137へ, 1138に, 1138へ, 1139い, 1139ち, 1139と, 1139り, 1141へ, 1141ほ, 1141ろ, 1142い, 1142に, 1142ほ, 1143に, 1143ろ, 1144に, 1144は, 1144ろ, 1145い, 1145と, 1145は, 1145ろ, 1151は, 1152ろ, 1154へ, 1154ほ, 1156 | 8, 429. 20 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | い, 2016 に, 2022 ろ, 2030 ろ, 2038 ろ, 2055 は, 2055 へ, 2055<br>ほ, 2059 ほ, 2063 い, 2067 い, 2070 ろ, 2070 は, 2080 い, 2082<br>い, 2082 ろ, 2082 は, 2086 は, 2086 ろ, 2087 い, 2087 ろ, 2088<br>い, 2088 に, 2088 は, 2088 ろ, 2089 い, 2093 に, 2097 は, 2097<br>ろ, 2100 に, 2100 ほ, 2101 い, 2101 に, 2101 は, 2101 ほ, 2101<br>ろ, 2110 い, 2110 に, 2110 は, 2110 ほ, 2110 ろ, 2117 い, 2117<br>に, 2117 は, 2117 ろ, 2120 い, 2120 に, 2120 は, 2120 へ, 2120<br>ほ, 2120 ろ, 2122 ろ, 2123 ほ, 2127 い, 2127 に, 2127 は, 2127<br>ろ, 2128 い, 2128 に, 2128 は, 2128 ほ, 2128 ろ, 2146 ろ, 2147<br>い, 2147 に, 2147 は, 2147 ほ, 2147 ろ, 2148 い, 2148 に, 2148<br>は, 2148 ろ, 2149 い, 2149 に, 2149 は, 2149 ろ, 2150 い, 2150<br>に, 2150 は, 2150 ろ, 2151 い, 2151 に, 2151 は, 2151 ほ, 2151<br>ろ, 2152 い, 2152 は, 2152 ろ, 2156 い, 2156 は, 2156 ろ, 2157<br>い, 2157 は, 2157 ろ, 2158 い, 2158 に, 2158 は, 2158 ほ, 2158<br>ろ, 2159 い, 2159 に, 2159 は, 2159 ろ, 2160 い, 2160 は, 2160<br>ろ, 2161 い, 2161 に, 2161 は, 2161 ろ, 2163 い, 2163 に, 2163<br>は, 2163 ろ, 2164 い, 2164 に, 2164 は, 2164 ろ, 2165 い, 2165<br>は, 2165 ろ, 2166 い, 2166 に, 2166 は, 2166 ほ, 2166 ろ |  |
|--|--|--|--|

【別表2】

| 区 分                 | 施業の方法              | 森林の区域  | 面積 (ha)    |
|---------------------|--------------------|--|------------|
| 山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林 | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 1は, 1ろ, 2い, 2に, 2は, 2ほ, 2ろ, 3る, 5と, 7る, 9と, 9へ, 9ほ, 13を, 15ち, 15は, 16は, 18は, 18ろ, 20は, 20ろ, 24へ, 25い, 26は, 26ほ, 29へ, 29ほ, 31い, 31は, 32い, 33に, 34い, 34は, 38い, 38に, 38は, 38ろ, 39は, 39ろ, 40い, 40ほ, 41い, 41は, 41ほ, 42い, 42ろ, 43に, 43は, 43ほ, 43ろ, 44い, 44ほ, 44ろ, 45い, 45は, 46い, 46は, 46ろ, 47い, 47は, 47ろ, 48い, 48ろ, 49い, 49に, 49は, 49ほ, 49ろ, 63は, 65ろ, 66は, 70は, 70ろ, 72い, 73ろ, 74は, 79は, 79ろ, 80い, 80に, 80は, 80ろ, 82に, 82は, 83ろ, 87に, 98い, 99い, 101い, 101ろ, 102い, 102は, 104い, 107に, 107は, 108い, 108ろ, 109い, 114い, 114ろ, 115い, 116い, 117い, 117ろ, 118い, 120い, 122い, 127ろ, 130い, 130は, 137い, 137に, 137は, 138い, 138ろ, 139に, 139へ, 139ほ, 140に, 140は, 141は, 144に, 144は, 144ほ, 151に, 151は, 151ほ, 153い, 153に, 155ほ, 161に, 166と, 166は, 166へ, 166ろ, 167に, 167は, 167ほ, 168ろ, 170ち, 170に, 170は, 170へ, 170ほ, 175い, 1003い, 1003と, 1003へ, 1005は, 1005へ, 1005ろ, 1012ほ, 1013い, 1013は, 1013ろ, 1015い, 1015は, 1024い, 1024に, 1024ほ, 1030ろ, 1037い, 1038は, 103い, 1042は, 1044い, 1044ほ, 1046に, 1046は, 1046ろ, 1047に, 1048い, 1051ほ, 1053い, 1053ろ, 1054い, 1054ほ, 1060に, 1061は, 1061へ, 1061ろ, 1067い, 1067に, 1067へ, 1067ろ, 1068は, 1069に, 1069は, 1069へ, 1069ほ, 106は, 1071は, 1071ろ, 1072と, 1072へ, 1072ほ, 1073に, 1073ぬ, 1076に, 1076ほ, 1077と, 1077ほ, 1078い, 1078は, 1078ろ, 1080を, 1084と, 1084へ, 1085い, 1087ろ, 1088ち, 1090ろ, 1092へ, 1093い, 1093と, 1093へ, 1095い, 1096い, 1096に, 1096へ, 1096ほ, 1096ろ, 1097に, 1097へ, 1098へ, 1098ほ, 1099は, 1099ほ, 1099ろ, 1100い, 1100ろ, 1101い, 1102ち, 1102と, 1102に, 1102ほ, 1103い, 1103へ, 1103ろ, 1108ち, 1109に, 1109は, 1110い, 1110と, 1110に, 1110は, 1110ほ, 1110ろ, 1112い, 1112へ, 1112ろ, 1117ろ, 1118に, 1119い, 1119ほ, 1120い, 1120ほ, 1121い, 1121は, 1121ろ, 1122へ, 1124ろ, 1125と, 1125に, 1125へ, 1125ほ, 1126い, 1126に, 1126は, 1127い, 1127ろ, 1130に, 1130ほ, 1132は, 1133い, 1133は, 1133ろ, 1134い, 1134は, 1134ろ, 1135い, 1135は, 1135ろ, 1136ち, 1136と, 1136ろ, 1139に, 1141い, 1143い, 1143ほ, 1144い, 1144ち, 1144と, 1144へ, 1144ほ, 1144り, 1145ち, 1145に, 1145ほ, 1146い, 1146は, 1146ろ, 1147い, 1148は, 1149は, 1149へ, 1153い, 1153に, 1154い, 2001い, 2001ろ, 2002に, 2008ろ, 2009は, 2010ろ, 2012い, 2012に, 2013ほ, 2013り, 2018に, 2019ほ, 2019ろ, 2020に, 2020ほ, 2029い, 2029に, 2029は, 2029ろ, 2030は, 2031は, 2036ほ, 2037へ, 2037ろ, 2038ち, 2038と, 2044ほ, 2050い, 2051い, 2051に, 2052い, 2060い, 2060ろ, 2061い, 2061に, 2061へ, 2061ほ, 2062い, 2062へ, 2062ろ, 2063に, 2064は, 2065は, 2068い, 2069に, 2069は, 2070い, 2071い, 2071は, 2071ろ, 2072い, 2072に, 2072は, 2072ろ, 2075に, 2075は, 2075ろ, 2076は, 2078い, 2078ろ, 2079に, 2079ほ, 2081い, 2081 | 5, 329. 92 |

|              |                         |   |          |
|--------------|-------------------------|---|----------|
|              |                         | は,2081 ろ,2084 に,2085 ろ,2086 い,2090 い,2091 ろ,2092 ろ,2093 い,2094 ろ,2095 い,2095 ろ,2096 い,2096 は,2096 ろ,2097 い,2097 ほ,2104 ほ,2105 い,2105 は,2105 ろ,2106 へ,2107 と,2107 は,2108 い,2108 ほ,2115 い,2115 ち,2118 へ,2118 ろ,2119 に,2122 い,2122 は,2124 い,2126 ほ,2129 い,2129 へ,2130 い,2131 い,2131 は,2131 ほ,2133 に,2133 ろ,2134 ち,2134 と,2134 に,2134 ほ,2134 り,2135 い,2135 ち,2135 ほ,2137 い,2137 ほ,2138 ろ,2139 は,2139 へ,2142 は,2142 ろ,2171 ぬ,2171 る,2174 い,2174 は,2174 ろ,2176 い,2176 ろ,2177 い,2177 は,  |          |
|              | 複層林施業を推進すべき森林           | 41 に,41 ほ,41 ろ,46 は,80 へ,97 と,98 を,178 い,1003 い,1003 ろ,1048 は,1048 ろ,1049 い,1049 に,1049 は,1049 ろ,1150 は,1150 へ,1150 ほ,1152 い,1152 に,1152 へ,1152 ほ,1153 は,1153 ろ,132 い,2012 い,2012 は,2012 ろ,2070 は,2073 い,2073 ろ,2074 い,2074 ろ,2076 い,2076 は,2076 ろ,2079 へ,2079 ほ,2080 は,2080 ろ, 2082 は,2114い,2114は,   | 1,100.91 |
|              | 長伐期施業を推進すべき森林           | 52 い,66 に,68 に,88 よ,97 は,97 へ,136 い,143 に,143 ほ,145 い,145 ろ,146 い,147 い,148 ろ,162 に,164 い,1001 と,1001 へ,1001 ほ,1010 い,1010 は,1011 に,1011 は,1034 い,1034 ろ,1035 い,1035 は,1035 ろ,1040 と,1040 に,1041 ち,1041 と,1042 い,1042 ろ,1043 ろ,1058 い,1058 に,1058 は,1058 ほ,1058 ろ,1073 ち,1073 と,1076 ち,1076 は,1079 に,1079 ほ,1094 い,1094 は,1094 ろ,1129 は,1129 ろ,1136 い,1138 い,1138 は,1138 ろ,1139 は,1139 ろ,1142 は,1142 ろ,1143 は,1147 は,1148 い,1148 ろ,1149 ほ,1150 い,1150 に,1150 ろ,1151 ろ,2035 い,2035 ろ,2036 に,2038 に,2038 は,2039 に,2039 は,2042 ろ,2043 い,2057 い,2058 い,2065 い,2065 へ,2065 ほ,2066 い,2066 ろ,2067 に,2067 は,2068 に,2068 は,2068 ろ,2069 い,2069 ろ,2092 い,2094 は,2098 い,2109 い,2109 は,2109 ろ,2129 に,2129 は,2129 ほ | 2,037.61 |
| 保健文化機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林           | 92 ろ  | 25.2     |
|              | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      | 86 り,92 い,92 は,93 い,93 ろ,94 い,94 ろ,95 い,95 ろ,96 い,96 は,96 ろ,175 い,2023 ろ,2024 い,2024 は,2024 ろ,2025 い,2025 ろ,2027 は,2027 ろ,2028 い,2029 ろ,2044 い,2044 ほ,2081 い,2081 は,2081 ろ, 2174 ろ  | 815.05   |
|              | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 86 い,86 ち,86 と,86 に,86 は,86 へ,86 ほ,86 ろ,87 ろ,1028 い,1028 に,1028 は,1028 へ,1029 い,1029 に,1029 は,1029 ほ,1029 ろ,  | 222.87   |

【別表3】

| 区 分                            | 公益的<br>機能と<br>の重複 | 施業の方法 | 森林の区域   | 面積 (ha) |
|--------------------------------|-------------------|-------|---|---------|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |                   | 皆伐    | 1に,2へ,2と,5ほ,5ち,8い,9ぬ,12は,15と,44は,45ろ,45に,58ろ,59い,59ろ,59は,59に,59ほ,59へ,59,と,64ろ,84い,97い,97ろ,97に,97ほ,139ろ,141ろ,144へ,146ろ,162は,164ろ,164に,171に,174ほ,1001に,1002い,1002ろ,1003ほ,1003ち,1003ち,1003り,1003ぬ,1004い,1004ろ,1004は,1004に,1004ほ,1009ろ,1009は,1010ろ,1010に,1010ほ,1012い,1012ろ,1012は,1012に,1016い,1016は,1016に,1016ほ,1017い,1017は,1018い,1018ろ,1018に,1021ほ,1021へ,1023ほ,1024ろ,1024へ,1024へ,1025い,1025ろ,1025は,1025へ,1027に,1028ほ,1036い,1036ろ,1036に,1036ほ,1037ろ,1037は,1041ほ,1047い,1061ほ,1061ほ,1063い,1063ろ,1063は,1064に,1064へ,1065は,1065ち,1065り,1066に,1066と,1066り,1066ぬ,1066ろ,1076い,1076い,1087は,1088い,1088ろ,1088は,1088に,1088ほ,1088へ,1089,は,1089に,1089ほ,1089へ,1089ち,1089り,1090へ,1090ち,1091い,1091ろ,1091は,1091に,1092ろ,1092は,1093に,1095は,1097い,1097ろ,1097ろ,1097ろ,1098ち,1112は,1118ろ,1119ろ,1119は,1120は,1120に,1121に,1122に,1122ち,1128ほ,1130い,1132ろ,1138ほ,1139へ,1140ろ,1141は,1155は,2001は,2001ほ,2001へ,2002ろ,2002ほ,2002へ,2003い,2003ろ,2005い,2006い,2006ろ,2006は,2007に,2009い,2009ろ,2010い,2010は,2011い,2011ろ,2011は,2013に,2013ち,2014い,2014ろ,2014は,2014へ,2018は,2019い,2019は,2019に,2021ろ,2022い,2023い,2025は,2025は,2031い,2032は,2033い,2033は,2033ほ,2035は,2036い,2037に,2038ほ,2039ろ,2040い,2042い,2043ろ,2044ろ,2044は,2050に,2050ほ,2051ろ,2051は,2061は,2061と,2062は,2063ほ,2064い,2064に,2065ろ,2075い,2076に,2079い,2084ろ,2084は,2084ほ,2085い,2090ろ,2090は,2091い,2093ろ,2095と,2104い,2104ろ,2106い,2107へ,2108ろ,2108は,2108に,2111い,2111ろ,2111ろ,2111は,2111に,2112に,2112ほ,2113い,2115は,2118い,2118は,2118ほ,2118と,2119い,2119へ,2124い,2124ろ,2124は,2124に,2124ほ,2129ろ,2130ろ,2130に,2131ろ,2132ろ,2133い,2133は,2134い,2134は,2134へ,2135ろ,2135は,2135と,2136い,2136ろ,2136は,2137ろ,2137は,2137に,2138い,2138に,2138ほ,2138へ,2139ほ,2139ち,2140は,2140に,2143へ,2144い,2144ろ,2145い,2145ろ,2145ろ,2145は,2146い,2153ろ,2153へ,2153と,2153ち,2154い,2155い,2155ろ,2155は,2155は,2155に,2162は,2162ほ,2162へ,2162と,2168ろ,2168ろ,2168は,2168へ | 4247.62 |

|                       |  |  |   |                 |
|-----------------------|--|--|---|-----------------|
| <p>特に効率的な施業が可能な区域</p> |  | <p>皆伐<br/>         (※人工林について<br/>         は、原則として<br/>         主伐時には植<br/>         栽による更新を<br/>         行うこと。)</p> | <p>77い, 77ろ, 77は, 77に, 77ほ, 78い, 78ろ, 78は, 78に, 78ほ, 2015い, 2015ろ, 2016い, 2016ろ, 2016は, 2026い, 2026ろ, 2045い, 2045ろ, 2045は, 2045に, 2045ほ, 2046い, 2046ろ, 2046は, 2046に, 2046ほ, 2047い, 2048い, 2048ろ, 2048は, 2048に, 2049い, 2049ろ, 2049は 2049に, 2053い, 2053ろ, 2054い, 2054ろ, 2055い, 2055ろ, 2055に, 2056い, 2059い, 2059ろ, 2059は, 2059に, 2077い, 2083い, 2083ろ, 2083は, 2083に, 2083ほ, 2099い, 2099ろ, 2099は, 2099に, 2099ほ, 2099へ, 2100い, 2100ろ, 2100は, 2102い, 2102ろ, 2102は, 2102に, 2102ほ, 2103い, 2116い, 2121い, 2121ろ, 2121は, 2121に, 2121ほ, 2121へ, 2123い, 2123ろ, 2123は, 2123に, 2123へ, 2125い, 2125ろ</p> <p>1い, 1ほ, 1と, 1ち, 3い, 3は, 3ぬ, 3を, 4い, 4ろ, 4に, 4と, 4ぬ, 5い, 5ろ, 5は, 5に, 5へ, 5り, 7い, 7ろ, 7は, 7ほ, 7へ, 7ち, 7り, 8へ, 8と, 9い, 9ろ, 9は, 9に, 9ち, 9り, 10い, 10ろ, 10は, 10ほ, 11い, 11ろ, 11は, 11ほ, 11へ, 12い, 12ろ, 12に, 12ほ, 12へ, 13い, 13は, 13ほ, 13へ, 13と, 13ち, 13り, 13ぬ, 13ろ, 14い, 14ろ, 14に, 14ほ, 14へ, 14と, 14ち, 15い, 15ろ, 15に, 15ほ, 15へ, 16い, 16ろ, 16に, 16ほ, 16へ, 16と, 19い, 19ほ, 19へ, 21い, 21ろ, 21は, 21に, 22い, 22ろ, 22は, 22に, 22ほ, 22へ, 23い, 23ろ, 23は, 23に, 24い, 24ろ, 24は, 24に, 24と, 25は, 25に, 25ほ, 26い, 26ろ, 26に, 28い, 28ろ, 29い, 29ろ, 29は, 29に, 30い, 30ろ, 30は, 30に, 30ほ, 30へ, 32に, 33い, 33ろ, 34ろ, 35い, 35ろ, 35は, 36い, 36ろ, 37い, 39い, 40ろ, 40は, 40へ, 40と, 40ち, 41へ, 43い, 44に, 60い, 62い, 63い, 63ろ, 63に, 64い, 64に, 65い, 65は, 65に, 65ほ, 66い, 66ろ, 66ほ, 70に, 71ろ, 71に, 71ほ, 71へ, 71と, 71ち, 72ろ, 73は, 74い, 74ろ, 74に, 75い, 75ろ, 76い, 76に, 81は, 81に, 82い, 82ろ, 83い, 83は, 84ろ, 85い, 85ろ, 85は, 85に, 87い, 87は, 88は, 104ろ, 104は, 104に, 104ほ, 104へ, 104と, 105い, 105ろ, 105は, 106い, 106ろ, 107い, 107ろ, 111い, 112ろ, 121い, 121ろ, 121は, 123い, 123ろ, 124い, 124ろ, 125い, 126い, 126ろ, 128ろ, 129ろ, 129は, 130ろ, 131ろ, 131は, 131に, 132は, 132に, 132ほ, 132へ, 133い, 133ろ, 134い, 134ろ, 135い, 135ろ, 139い, 139は, 140い, 140ろ, 140ほ, 140へ, 142い, 142ろ, 142は, 142に, 142ほ, 142へ, 142と, 142ち, 144い, 144ろ, 149ろ, 149は, 149に, 149ほ, 150い, 150ほ, 150へ, 150と, 151い, 151ろ, 151へ, 151と, 151ち, 151り, 152は, 152ほ, 153は, 153ほ, 153へ, 154い, 154ろ, 154は, 154に, 154ほ, 155ろ, 155は, 155に, 155へ, 156い, 156ろ, 156は, 156に, 156ほ, 157い, 158い, 158ろ, 158は, 158に, 158ほ, 158へ, 158と, 158ろ, 159い, 159は, 159に, 159ほ, 159へ, 159と, 159ち, 160い, 160ろ, 160は, 161い, 161ろ, 161へ, 162い, 162ろ, 163へ, 164ほ, 164へ, 165い, 165と, 166い, 167い, 167ろ, 167と, 168い, 168は, 168に, 168ほ, 168へ, 168と, 168ち, 169い, 169ろ, 169は, 169ほ, 169と, 170い, 170ろ, 171ろ, 171ほ, 171へ, 172い, 173は, 173に, 173ほ, 173へ, 173と, 173ち, 174い, 174ろ, 174は, 174に, 174へ, 176い, 176は, 1001い, 1004へ, 1006は, 1007い, 1007ろ, 1007は, 1009に, 1009ほ, 1011ろ, 1017ろ, 1017に, 1017ほ, 1017へ, 1017と, 1018は, 1019い, 1019</p> | <p>9501. 12</p> |
|-----------------------|--|--|---|-----------------|

|  |  |  |  |   |  |
|--|--|--|--|---|--|
|  |  |  |  | <p>ろ,1019は,1019に,1019ほ,1019へ,1019と,1020い,1020ろ,1020は,1020に,1020ほ,1020へ,1020と,1020ち,1020り,1020ぬ,1020る,1020わ,1020か,1020よ,1021に,1022い,1023と,1025に,1025ほ,1025と,1025ち,1026い,1026ろ,1026は,1026に,1026ほ,1027い,1027は,1027ほ,1027へ,1028ろ,1030い,1030は,1036は,1037に,1038い,1038ろ,1038に,1038と,1038ち,1038り,1039い,1040ろ,1044は,1044に,1045に,1045へ,1046い,1047ろ,1047は,1049ほ,1050い,1050ろ,1050は,1050に,1050ほ,1051い,1051ろ,1051は,1051に,1052い,1052ろ,1052は,1052に,1052ほ,1053は,1054ろ,1054は,1054に,1055ろ,1056い,1056ろ,1056は,1058へ,1058と,1059い,1059ろ,1060い,1060ろ,1060は,1060ほ,1060へ,1060と,1060り,1060ぬ,1061い,1061に,1062い,1062ろ,1062は,1062に,1062ほ,1062へ,1062と,1062ち,1062り,1062ぬ,1062る,1064い,1064ろ,1064は,1064ほ,1064と,1064ち,1065い,1065ろ,1065に,1065ほ,1065へ,1065と,1066い,1066ろ,1066は,1066ほ,1066へ,1066ち,1066を,1066わ,1067は,1067ほ,1068い,1071い,1072ろ,1072は,1072に,1077は,1077へ,1079い,1079ろ,1079は,1088と,1088り,1089い,1089ろ,1089ぬ,1089る,1089を,1090い,1090は,1090に,1090ほ,1090と,1090り,1091ほ,1092い,1092に,1092ほ,1093ろ,1093は,1093ほ,1095と,1097と,1097ち,1098い,1098と,1101は,1101に,1101ほ,1101へ,1101と,1102い,1102ろ,1102は,1102へ,1105は,1105に,1105ほ,1105へ,1105と,1105ち,1106い,1106ろ,1106は,1106に,1106ほ,1106へ,1107い,1107ろ,1107は,1107に,1107ほ,1107へ,1107と,1108い,1108ろ,1108は,1108に,1108ほ,1108へ,1108と,1109い,1109ろ,1110へ,1111い,1111ろ,1111は,1111ほ,1111へ,1112に,1113い,1113に,1114い,1114ろ,1114ほ,1116は,1116に,1116ほ,1116へ,1117い,1120ろ,1122い,1122は,1122る,1124は,1126ろ,1126ほ,1127は,1127に,1127ほ,1127へ,1128い,1128ろ,1128は,1128に,1129い,1130ろ,1130は,1131い,1131ろ,1131は,1132い,1134に,1136へ,1137い,1137ろ,1137は,1140い,1141に,1145り,1147ろ,1149い,1149ろ,1149に,1150と,1150ち,1151い,1151に,1152は,1154ろ,1154は,1154に,1155い,1155ろ,2001に,2002は,2003に,2003ほ,2007い,2007ろ,2008い,2013ろ,2013は,2013へ,2013と,2014に,2014ほ,2014と,2017い,2017ろ,2017は,2017に,2017ほ,2017へ,2017と,2018い,2018ろ,2019と,2027い,2029ほ,2029へ,2030い,2031ろ,2032い,2032ろ,2033ろ,2033に,2034い,2034ろ,2036ろ,2036は,2037い,2037は,2037ほ,2038い,2038へ,2039い,2041は,2041に,2042は,2042に,2058ろ,2058は,2058に,2061ろ,2061ち,2062ほ,2063ろ,2063は,2064ろ,2065に,2069ほ,2084い,2091は,2094い,2097に,2104は,2105ほ,2106ろ,2106に,2106ほ,2107い,2107ほ,2112い,2112ろ,2112は,2113ろ,2113は,2113に,2114ろ,2118に,2119は,2119ほ,2122に,2130は,2131に,2132い,2132は,2132に,2132ほ,2134ろ,2135に,2139ろ,2140い,2140ろ,2140ほ,2140へ,2141い,2143は,2143に,2143ほ,2144は,2144</p> |  |
|--|--|--|--|---|--|

|  |            |       |  |  |  |
|--|------------|-------|--|--|--|
|  |            |       |  | に, 2153 い, 2153 ほ, 2168 い, 2170 ろ, 2171 い, 2171 ろ, 2171 は, 2171 に, 2171 へ, 2171 り, 2172 い, 2172 ろ, 2172 に, 2172 ほ, 2173 い, 2173 ろ, 2173 は, 2173 に, 2175 い, 2175 ろ, 2175 は, 2175 に, 2175 ほ, 2178 い, |  |
|  | かん<br>水源涵養 | 伐期の延長 | 5ぬ, 5る, 6い, 6ろ, 8ろ, 8は, 8に, 8ほ, 46に, 46ほ, 51い, 51ろ, 52い, 52ろ, 53ろ, 54い, 54ろ, 54は, 54に, 54ほ, 54へ, 55い, 55ろ, 55は, 55に, 56い, 56ろ, 57い, 68い, 68ろ, 69い, 69ろ, 69は, 88に, 88ほ, 88へ, 88と, 88り, 88ぬ, 88る, 88を, 88わ, 88か, 88た, 90い, 90ろ, 90は, 91い, 91ろ, 91は, 91に, 91ほ, 98ろ, 98は, 98に, 98へ, 98と, 98ち, 98り, 98ぬ, 98る, 109ろ, 110ろ, 110は, 114は, 137ろ, 137ほ, 137へ, 138に, 141い, 143は, 148い, 163い, 163ろ, 163は, 163に, 163ほ, 1001ろ, 1001は, 1001ち, 1001り, 1002は, 1002に, 1002ほ, 1002へ, 1002と, 1002ち, 1002り, 1002ぬ, 1003は, 1003に, 1005と, 1008は, 1008に, 1008ほ, 1014い, 1014ろ, 1021い, 1021ろ, 1022ろ, 1022は, 1022に, 1022ほ, 1023ろ, 1023は, 1031い, 1031に, 1039は, 1040い, 1040ほ, 1040へ, 1041は, 1041に, 1041へ, 1043ほ, 1043り, 1043に, 1043へ, 1043と, 1055い, 1070い, 1070ろ, 1080い, 1080ろ, 1080は, 1080に, 1080ほ, 1080へ, 1080と, 1080ち, 1080り, 1080ぬ, 1080る, 1080わ, 1081い, 1081ろ, 1081は, 1081に, 1081ほ, 1081へ, 1081と, 1081ち, 1081り, 1081ぬ, 1082い, 1082ろ, 1082は, 1082に, 1082ほ, 1082へ, 1082と, 1083い, 1083ろ, 1083は, 1083に, 1083ほ, 1083へ, 1084い, 1084ろ, 1084は, 1084に, 1085ろ, 1085は, 1085に, 1085ほ, 1085へ, 1085と, 1085ち, 1085り, 1085ぬ, 1086い, 1086ろ, 1086は, 1086に, 1086ほ, 1086へ, 1086と, 1094に, 1095に, 1095ほ, 1095へ, 1098ろ, 1098は, 1103に, 1103ほ, 1103と, 1104い, 1104ろ, 1115い, 1115ろ, 1115は, 1115に, 1115ほ, 1115へ, 1115ち, 1123い, 1125ろ, 1137へ, 1137と, 1138に, 1138へ, 1139と, 1139ち 1139り, 1141ろ, 1141ほ, 1141へ, 1142い, 1142に, 1142ほ 1144ろ, 1144は, 1144に, 1145ろ, 1145は, 1151は, 1152ろ, 2070ろ, 2080い, 2082い, 2082ろ, 2086ろ, 2086は, 2093に, 2097ろ, 2127い, 2127ろ, 2127は, 2127に, 2128い, 2128ろ, 2128は, 2128に, 2128ほ, 2146ろ, 2147い, 2147ろ, 2147は, 2147に, 2147ほ, 2148い, 2148ろ, 2148は, 2148に, 2149い, 2149ろ, 2149は, 2149に, 2150い, 2150ろ, 2150は, 2150に, 2151い, 2151ろ, 2151は, 2151に, 2151ほ, 2152ろ, 2152は, 2156い, 2156ろ, 2156は, 2157い, 2157ろ, 2157は, 2158い, 2158ろ, 2158は, 2158に, 2158ほ, 2159い, 2159ろ, 2159は, 2159に, 2160い, 2160ろ, 2160は, 2161い, 2161ろ, 2161は, 2161に, 2163い, 2163ろ, 2163は, 2163に, 2164い, 2164ろ, 2164は, 2164に, 2165い, 2165ろ, 2165は, 2166い, 2166ろ, 2166は, 2166に, 2166ほ, | 4987.59  |  |

|                |             |  |  |          |
|----------------|-------------|--|--|----------|
| 特に効率的な施業が可能な区域 |             | 伐期の延長<br>(※人工林については、原則として主伐時には植栽による更新を行うこと。) | 1032い,1032ろ,1032は,1033い,1033ろ,1033は,1033に,2016に,2055は,2055ほ,2055へ,2059ほ,2087い,2087ろ,2088い,2088ろ,2088は,2088に,2089い,2100に,2100ほ,2101い,2101ろ,2101は,2101に,2101ほ,2110い,2110ろ,2110は,2110に,2110ほ,2117い,2117ろ,2117は,2117に,2120い,2120ろ,2120は,2120に,2120ほ,2120へ,2123ほ,7に,19と,20ち,21と,23ほ,50い,50に,138は,143い,143ろ,158ぬ,1005ほ,1031い,1039ろ,1039に,1039ほ,1040り,1041い,1041ろ,1043い,1043ち,1053に,1053ほ,1084ほ,1098に,1099い,1103は,1105い,1105ろ,1116い,1116ろ,1138へ,1139い,1145い,1154ほ,1156い,2022ろ,2038ろ,2063い,2152い,  | 1369.14  |
|                | 山地災害防止/土壌保全 | 伐期の延長  | 97と,98を,2070は,2082は  | 355.08   |
|                |             | 複層林施業  | 41に,41ほ,41ろ,46は,80へ,1003い,1003ろ,1049は,1049ろ,1150は,1150ほ,1152い,1153は,1153ろ,2012い,2012は,2012ろ,2073い,2073ろ,2074い,2074ろ,2076い,2076は,2076ろ,2079へ,2079ほ,2080は,2080ろ  | 460.37   |
|                |             | 択伐による複層林施業                                   | 41い,41は,43に,43は,43ほ,43ろ,44い,44ほ,44ろ,45い,45は,46い,46は,46ろ,47ろ,63は,65ろ,98い,115い,137い,137に,137は,138い,138ろ,139に,139へ,141は,144に,144は,144ほ,170は,1003い,1003と,1003へ,1005へ,1005ろ,1012ほ,1013い,1013は,1013ろ,1015い,1015は,1024い,1024ほ,1037い,1038は,1042は,104い,1054ほ,1060に,1061は,1061へ,1061ろ,1067い,1069に,1069は,1080を,1084と,1084へ,1085い,1095い,1096ろ,1098ほ,1099は,1099ほ,1099ろ,1100い,1100ろ,1101い,1102ち,1102と,1102に,1102ほ,1103い,1103へ,1103ろ,1109は,1110い,1117ろ,1118に,1119い,1120い,1120ほ,1121ろ,1122へ,1124ろ,1126に,1126は,1127い,1127ろ,1130に,1130ほ,1132は,1136ち,1136と,1139に,1141い,1143い,1143ほ,1144い,1144ち,1144と,1144へ,1144ほ,1144り,1145ち,1145に,1145ほ,1149へ,1153い,2010ろ,2012い,2012に,2013り,2018に,2029い,2029に,2029は,2029ろ,2030は,2036ほ,2037へ,2037ろ,2050い,2051い,2051に,2052い,2060い,2060ろ,2061に,2061へ,2061ほ,2062へ,2063に,2064は,2065は,2068い,2069に,2069は,2070い,2071い,2071は,2071ろ,2072い,2072に,2072ろ,2075ろ,2078い,2078ろ,2079ほ,2081い,2084に,2085ろ,2086い,2090い,2091ろ,2092ろ,2093い,2094ろ,2095い,2096い,2096は,2096ろ,2097い,2097ほ,2108い,2108ほ,2119に,2124い,2130い,2131い,2134ち,2134と,2134に,2137い,2137ほ,2139へ,2142は,2142ろ,2171ぬ,2171る, | 1,459.43 |
|                |             | 長伐期施業  | 52い,66に,68に,88よ,97は,97へ,136い,143に,143ほ,145い,145ろ,146い,147い,148ろ,162に,164い,1001と,1001へ,1001ほ,1010い,1010は,1011に,1011は,1034い,1034ろ,1035い,1035は,1035ろ,1040と,1040に,1041ち,1041と,1042い,1042ろ,1043ろ,1058い,1058に,1058は,1058ほ,1058ろ,1073ち,1073と,1076ち,1076は,1079に,1079   | 1,937.37 |

|  |      |            |  |        |
|--|------|------------|--|--------|
|  |      |            | ほ, 1094 い, 1094 は, 1094 ろ, 1129 は, 1129 ろ, 1136 い, 1138 い, 1138 は, 1138 ろ, 1139 は, 1139 ろ, 1142 は, 1142 ろ, 1143 は, 1147 は, 1148 い, 1148 ろ, 1149 ほ, 1150 い, 1150 に, 1150 ろ, 1151 ろ, 2035 い, 2035 ろ, 2036 に, 2038 に, 2038 は, 2039 に, 2039 は, 2042 ろ, 2043 い, 2057 い, 2058 い, 2065 い, 2065 へ, 2065 ほ, 2066 い, 2066 ろ, 2067 に, 2067 は, 2068 に, 2068 は, 2068 ろ, 2069 い, 2069 ろ, 2092 い, 2094 は, 2098 い, 2109 い, 2109 は, 2109 ろ, 2129 に, 2129 は, 2129 ほ, |        |
|  | 保健文化 | 複層林施業      | 92 ろ   | 25.2   |
|  |      | 択伐による複層林施業 | 2023 ろ, 2024 い, 2024 は, 2024 ろ, 2025 い, 2025 ろ, 2027 は, 2027 ろ, 2028 い, 2029 ろ, 2044 い, 2044 ほ, 2081 い, 2081 は, 2081 ろ, 92 い, 92 は, 94 い, 94 ろ, 95 い, 95 ろ, 96 い, 96 は, 96 ろ,  | 517.03 |

### 3 その他

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、伊那市では、森林林業関係のNPO法人があるが、施業実施協定の締結には至っていないため、今後、施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行います。

- ① 森林整備協定を実践しているグループやNPO法人等に対して、国、県等関係機関と協力し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行います。

## 第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和9年度までに民有林面積のおおむね8割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人（NPO法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び

あっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業者との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

## 第6 森林施業の共同化の促進

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、長谷杉島団地の国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし効率化を図り、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業者へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きか

けます。

- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

## 第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

| 区分                    | 作業システム | 基幹路網密度 |       |       | 細部路網密度 | 路網密度    |
|-----------------------|--------|--------|-------|-------|--------|---------|
|                       |        | 林道     | 林業専用道 | 小計    | 森林作業道  |         |
| 緩傾斜地<br>0～15° 未満      | 車両系    | 15～20  | 20～30 | 35～50 | 65～200 | 100～250 |
| 中傾斜地<br>15～<br>30° 未満 | 車両系    | 15～20  | 10～20 | 25～40 | 50～160 | 75～200  |
|                       | 架線系    |        |       |       | 0～35   | 25～75   |
| 急傾斜地<br>30～<br>35° 未満 | 車両系    | 15～20  | 0～5   | 15～25 | 45～125 | 60～150  |
|                       | 架線系    |        |       |       | 0～25   | 15～50   |
| 急峻地<br>35° ～          | 架線系    | 5～15   | —     | 5～15  | —      | 5～15    |

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

### 3 作業路網の整備

#### (1) 基幹路網

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠     | 備 考  |
|--------------|--|
| 林道規格         | 昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知<br>最終改正：令和 3 年 3 月 25 日 2 林整整第 1210 号林野庁長官通知                    |
| 林道技術基準       | 平成 10 年 3 月 4 日付け 9 林野基第 812 号林野庁長官通知<br>最終改正：令和 7 年 3 月 24 日 6 林政経第 671 号林野庁長官通知                      |
| 林業専用道作設指針    | 平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知<br>最終改正：令和 3 年 4 月 1 日 2 林整整第 1396 号林野庁長官通知                    |
| 長野県林業専用道作設指針 | 平成 23 年 4 月 15 日付け 23 信木第 39 号林務部長通知<br>最終改正：平成 23 年 11 月 18 日付け 23 信木第 384 号林務部長通知                    |
| 長野県林内路網整備指針  | 平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知  |
| 林業専用道作設指針の運用 | 平成 27 年 3 月 26 日付け 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知<br>最終改正：令和 6 年 4 月 18 日付け 6 林整整第 7 号林野庁森林整備部長、<br>国有林野部長通知 |

##### イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

| 開設/<br>拡張 | 種類   | 区分 | 位置  | 路線名   | 延長及び<br>個所数 | 利用区域<br>面積 | うち前半<br>5 年分 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-----------|------|----|-----|-------|-------------|------------|--------------|----------|----|
| 開設        | 自動車道 | 林道 | 伊那市 | 東山    | 400         | 30         |              | 1        |    |
|           |      |    |     | 下北原   | 1,500       | 94         |              | 2        |    |
|           |      |    |     | 中山平   | 300         | 30         | ○            | 3        |    |
|           |      |    |     | フトノ   | 1,700       | 50         |              | 4        |    |
|           |      |    |     | 四日市場  | 2,300       | 39         |              | 5        |    |
|           |      |    |     | 向山    | 1,000       | 127        |              | 6        |    |
|           |      |    |     | 馬越    | 700         | 151        |              | 7        |    |
|           |      |    |     | 屋合沢   | 500         | 805        |              | 8        |    |
|           |      |    |     | 鹿嶺フトノ | 500         | 205        |              | 9        |    |
|           |      |    |     | 大平    | 600         | 42         |              | 10       |    |

|        |          |       |     |            |        |       |      |              |     |   |     |              |
|--------|----------|-------|-----|------------|--------|-------|------|--------------|-----|---|-----|--------------|
|        |          |       | 伊那市 | 円座松        | 1,000  | 30    |      | 1 1          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 奥浦戸草       | 1,000  | 29    |      | 1 2          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 孤立         | 600    | 52    | ○    | 1 3          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 松平         | 1,200  | 35    |      | 1 4          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 長谷高遠       | 1,400  | 2,209 | ○    | 1 5          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 計 15 路線    | 14,700 |       |      |              |     |   |     |              |
|        |          | 林業専用道 |     | 牧場         | 2,546  | 115   | ○    | 1 6          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 芝平二次       | 2,200  | 45    | ○    | 1 7          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 高遠県有林      | 3,200  | 30    | ○    | 1 8          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 権現山        | 2,500  | 159   | ○    | 1 9          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 非持鹿嶺       | 2,600  | 139   | ○    | 2 0          |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 計 5 路線     | 13,046 |       |      |              |     |   |     |              |
|        |          |       |     | 拡張<br>(改良) | 自動車道   | 林道    | 犬田切川 | 800(12)      | 797 |   | 2 1 | 局部改良<br>法面保全 |
|        |          |       |     |            |        |       | 大曾倉  | 1,000(10)    | 186 |   | 2 2 | 法面保全         |
|        |          |       |     |            |        |       | 新山   | 200(4)       | 111 | ○ | 2 3 | 法面保全         |
| 八ツ手    | 200(4)   | 122   | ○   |            |        |       | 2 4  | 局部改良<br>法面保全 |     |   |     |              |
| 大日向    | 30(3)    | 66    |     |            |        |       | 2 5  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 菅野白石   | 100(2)   | 57    |     |            |        |       | 2 6  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 久保田入   | 30(2)    | 66    |     |            |        |       | 2 7  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 野田山    | 250(6)   | 41    |     |            |        |       | 2 8  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 猪山     | 300(6)   | 178   |     |            |        |       | 2 9  | 局部改良         |     |   |     |              |
| 太郎     | 500(1)   | 167   |     |            |        |       | 3 0  | 局部改良         |     |   |     |              |
| 千代田湖枯木 | 2,000(2) | 60    | ○   |            |        |       | 3 1  | 局部改良<br>法面保全 |     |   |     |              |
| 荒沢     | 150(2)   | 78    |     |            |        |       | 3 2  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 長谷高遠   | 740(15)  | 2,209 |     |            |        |       | 3 3  | 局部改良<br>法面保全 |     |   |     |              |
| 南アルプス  | 600(5)   | 8,353 | ○   |            |        |       | 3 4  | 局部改良<br>法面保全 |     |   |     |              |
| 中尾桃の木  | 200(4)   | 909   |     |            |        |       | 3 5  | 局部改良<br>法面保全 |     |   |     |              |
| 前浦     | 100(3)   | 342   | ○   |            |        |       | 3 6  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 長坂     | 200(5)   | 219   |     |            |        |       | 3 7  | 法面保全         |     |   |     |              |
| 苧平     | 1,000(1) | 33    |     |            |        |       | 3 8  | 局部改良         |     |   |     |              |
| 日影入    | 1,000(5) | 1,452 | ○   |            |        |       | 3 9  | 法面保全         |     |   |     |              |

|            |      |    |     |         |         |       |   |     |  |
|------------|------|----|-----|---------|---------|-------|---|-----|--|
|            |      |    |     | 計 19 路線 | 9,400   |       |   |     |  |
|            |      |    |     |         | 計 93 箇所 |       |   |     |  |
| 拡張<br>(舗装) | 自動車道 | 林道 | 伊那市 | 犬田切川    | 700     | 797   | ○ | 4 0 |  |
|            |      |    |     | 野田山     | 500     | 41    | ○ | 4 1 |  |
|            |      |    |     | 大日向     | 400     | 66    | ○ | 4 2 |  |
|            |      |    |     | 蛇石      | 300     | 171   |   | 4 3 |  |
|            |      |    |     | 原山      | 500     | 208   | ○ | 4 4 |  |
|            |      |    |     | 大平      | 300     | 55    |   | 4 5 |  |
|            |      |    |     | 藤沢      | 400     | 313   | ○ | 4 6 |  |
|            |      |    |     | 日影入     | 600     | 1,432 | ○ | 4 7 |  |
|            |      |    |     | 長谷高遠    | 6,400   | 2,209 |   | 4 8 |  |
|            |      |    |     | 太郎      | 3,700   | 167   |   | 4 9 |  |
|            |      |    |     | 下北原     | 1,500   | 94    |   | 5 0 |  |
|            |      |    |     | 計 11 路線 | 15,300  |       |   |     |  |

#### ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

#### (2) 細部路網

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠     | 備 考  |
|--------------|--|
| 森林作業道作設指針    | 平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知<br>最終改正：令和 5 年 3 月 31 日 4 林整整第 923 号林野庁長官通知 |
| 長野県森林作業道作設指針 | 平成 23 年 8 月 1 日付け 23 森推 325 号林務部長通知  |
| 長野県林内路網整備指針  | 平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知  |

##### イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

## 第8 その他

### 1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械やスマート林業技術の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

#### 【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 作業の種類      |                  | 現 状                      | 将 来                        |
|------------|------------------|--------------------------|----------------------------|
| 伐 倒        | 緩傾斜（0～15°）車両系    | チェーンソー                   | チェーンソー<br>スマート林業技術         |
|            | 緩傾斜以外            | チェーンソー                   | チェーンソー                     |
| 木寄せ        | 緩傾斜（0～15°）車両系    | ウインチ付<br>グラップル           | ウインチ付<br>グラップル<br>スマート林業技術 |
|            | 緩～中傾斜（0～30°）車両系  | ウインチ付<br>グラップル           | ウインチ付<br>グラップル             |
|            | 中～急傾斜（15～30°）架線系 | スイングヤーダ                  | スイングヤーダ                    |
|            | 急傾斜（30°以上）架線系    | スイングヤーダ<br>油圧式集材機        | スイングヤーダ                    |
| 造 材        | 緩傾斜（0～15°）車両系    | チェーンソー<br>ハーベスタ<br>プロセッサ | チェーンソー<br>ハーベスタ<br>プロセッサ   |
|            | 緩傾斜以外            | チェーンソー<br>ハーベスタ<br>プロセッサ | チェーンソー<br>ハーベスタ<br>プロセッサ   |
| 運 搬        | 全傾斜区分            | フォワーダ                    | フォワーダ                      |
| 造 林<br>保 育 | 地 拵              | チェーンソー<br>刈払い機           | チェーンソー<br>刈払い機             |
|            | 下 刈              | 刈払い機                     | 刈払い機<br>スマート林業技術           |
|            | 枝 打              | 人力                       | 人力                         |

### Ⅲ 森林の保護

#### 第 1 鳥獣害の防止

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表 4 に定めます。

###### (2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

##### 2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業者、森林所有者等からの情報収集により行います。

#### 【別表 4】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域  | 面積 (ha)     |
|---------|--|-------------|
| ニホンジカ   | 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161<br>162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169<br>173, 174, 1001, 1002, 1003, 1004, 1005<br>1006, 1007, 1008, 1009, 1010, 1011,<br>1012, 1013, 1014, 1015, 1016, 1017<br>1018, 1019, 1020, 1021, 1022, 1023<br>1024, 1025, 1026, 1027, 1028, 1029<br>1030, 1031, 1032, 1033, 1034, 1035<br>1036, 1037, 1038, 1039, 1040, 1041<br>1042, 1043, 1044, 1045, 1046, 1047<br>1048, 1049, 1050, 1051, 1052, 1053<br>1054, 1055, 1056, 1057, 1058, 1059<br>1060, 1061, 1062, 1063, 1064, 1065<br>1066, 1067, 1068, 1069, 1070, 1071<br>1072, 1073, 1074, 1075, 1076, 1077<br>1078, 1079, 1080, 1081, 1082, 1083<br>1084, 1085, 1086, 1087, 1088, 1089,<br>1090, 1091, 1092, 1093, 1110, 1111,<br>1112, 1113, 1114, 1115, 1116, 1117,<br>1118, 1119, 1120, 1121, 1122, 1123,<br>1124, 1125, 1126, 1127, 1128, 1129,<br>1130, 1131, 1132, 1133, 1134, 1135,<br>1136, 1137, 1138, 1139, 1140, 1141,<br>1142, 1143, 1144, 1145, 1146, 1147,<br>1148, 1149, 1150, 1151, 1152, 1153,<br>1154, 1155, 1156, 2001, 2002, 2003,<br>2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, | 20, 652. 12 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015,<br>2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021,<br>2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027,<br>2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033,<br>2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039,<br>2040, 2041, 2042, 2061, 2062, 2063,<br>2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069,<br>2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075,<br>2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081,<br>2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087,<br>2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093,<br>2094, 2095, 2096, 2097, 2105, 2106,<br>2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112,<br>2113, 2114, 2134, 2135, 2136, 2137,<br>2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143,<br>2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149,<br>2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155,<br>2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161,<br>2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167 |  |
|--|--|--|

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

#### (2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

#### (3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が開鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

#### (4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

### 〈防除対策〉

- ・侵入防止柵の設置
- ・忌避剤の散布・塗布
- ・樹皮の剥皮被害防止のためのテープ巻き、ネット巻き

### 〈捕獲対策〉

- ・ニホンジカ

計画的な管理捕獲、指定管理鳥獣捕獲や狩猟の促進により生息密度の低下を図る。

- ・ツキノワグマ、ニホンカモシカ

加害個体又は加害個体群を中心に捕獲対策を進める。ツキノワグマについては、人が襲われる被害に遭わないよう住民への啓発活動を実施する。

- ・ニホンザル

緩衝帯整備や森林整備、追い払いによる被害防除を進めるほか、加害個体を選別しての捕獲を実施する。

- ・ジビエ振興策

ニホンジカを中心に捕獲した個体を地域資源としての活用に向けて取組む。

## 3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

| 項 目            | 内 容  |
|----------------|--|
| 火入れの許可申請の必要な範囲 | 森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、<br>荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む） |
| 火入れの目的         | ア 造林のための地ごしらえ<br>イ 開墾準備<br>ウ 害虫駆除<br>エ 焼畑                  |

|          |  |
|----------|--|
|          | オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）   |
| 許可条件     | 期間（7 日以内）<br>面積（1 件当たり 5ha 以内）<br>従事者（1ha まで 15 人以上）<br>※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。                                   |
| 申請方法     | 火入れを行う 7 日前までに 50 年の森林推進課に必要書類を提出する。   |
| 申請に必要なもの | ① 火入れ許可申請書<br>② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談）<br>③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書<br>④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し |

## 5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

| 森 林 の 区 域（林小班） | 備 考      |
|----------------|----------|
| 該当無            | （被害名を記載） |

## IV 森林の保健機能の増進

### 1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

| 森林の所在 |           | 森林の林種別面積（h a） |        |       |      |    |      |
|-------|-----------|---------------|--------|-------|------|----|------|
| 位置    | 林小班       | 合計            | 人工林    | 天然林   | 無立木地 | 竹林 | その他  |
| ますみヶ丘 | 86-い～ち    | 123.30        | 61.34  | 61.89 | 0.07 |    |      |
|       | 87-ろ      |               |        |       |      |    |      |
| 藤沢    | 1028-い・は・ | 223.72        | 152.37 | 69.36 | 0.10 |    | 1.89 |
|       | に・へ       |               |        |       |      |    |      |
|       | 1029-い～ほ  |               |        |       |      |    |      |
|       |           |               |        |       |      |    |      |

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法  |  |   |
|-------|--|--|---|
|       | 複層林施業  | 択伐複層林施業                                      | 特定広葉樹育成施業                                   |
| 植栽    | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。<br>植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 |  |   |
| 間伐    | 単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 $Ry$ が $0.75$ 以下となるよう間伐する。  |  |   |
| 伐採    | 林齢   | 標準伐期齢以上                                      |   |
|       | 方法   | 伐採率70%以下の伐採                                  | 天然更新<br>伐採率30%以下の択伐<br>人工植栽<br>伐採率40%以下の択伐  |
|       | 立木材積   | 標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。  | 標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 |
|       |  | 伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 | 標準伐期齢における立木材積が確保されること。                      |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | 立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。 |  |
|--|--|--|--|

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

| 地区名   | 施設名           |
|-------|---------------|
| ますみヶ丘 | 四阿、遊歩道、トイレ    |
| 藤沢    | 国立信州高遠青少年自然の家 |

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項  
安全に配慮し、定期的に巡回を行う。

(3) 立木の期待平均樹高

| 樹種   | 期待平均樹高 | 備考 |
|------|--------|----|
| スギ   | 18m    |    |
| カラマツ | 18m    |    |
| その他  | 14m    |    |

## V その他森林の整備に必要な事項

### 1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

(森林経営計画（区域計画）の要件となる一体整備相当区域)

| 区域名 | 林 班  | 区域面積(ha) |
|-----|--|----------|
| 竜東  | 1,2,3,4,5,7,9,10,11,12,13,14,15,16,19,21,22,23,24,25,26,27,29,30,129,130,131,132,133,134,135,153,154,155,158,159,160,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174   | 3419.53  |
| 竜西  | 34,35,36,37,63,71,72,73,74,75,80,81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,101,102,103,104,107,108,120,121,122,123,124,125,126,127,128,138,139,140,141,142,144,149,150,151,152   | 2184.33  |
| 高遠  | 1001,1004,1005,1006,1010,1011,1012,1015,1016,1017,1021,1022,1023,1024,1025,1026,1027,1030,1032,1033,1034,1035,1036,1037,1038,1039,1040,1043,1044,1045,1046,1047,1048,1049,1050,1073,1076,1077,1078,1079,1087,1088,1089,1090,1092,1093,1095,1098,1099,1101,1106,1107,1108,1109,1110,1111,1117,1118,1121,1122,1124,1125,1126,1127,1130,1135,1136,1137,1145,1146,1147,1148,1149,1150,1151,1152,1153 | 6038.84  |
| 長谷  | 2001,2002,2013,2018,2019,2032,2037,2038,2061,2062,2063,2097,2105,2113,2114,2118,2119,2132,2133,2134,2135,2173,2174   | 1608.22  |

### 2 生活環境の整備

当市では、市内への移住・定住の促進を図るため、新山地域（富県）、溝口区（長谷）を「田舎暮らしモデル地域」に指定した。地域材を活用して建設した「田舎暮らしモデルハウス」（新山地域）を拠点のひとつとして情報発信を行っていく。

### 3 森林整備を通じた地域振興

上伊那地区の製材業者の扱う素材の約9割は県産材であるが、流通・加工体制においても合理化、近代化が遅れている。この状況を改善し地域材の利用促進を図るため、上伊那地区地域材振興協議会を中心に、地域材の安定的な生産が可能となる体制づくりを目指す。

近年の技術開発により、大型構造物についても木材利用が可能になった。木材の流通に対する施策としては、間伐の計画的実行による安定供給を図るとともに、さらなる間伐材の商品化及び需要開発を推進し有効利用を目指すことが求められている。

特に消費者ニーズに対応する良質な製材品を安定的に供給するため、信州木材製品認証工場を中心とした品質の維持・向上を図り、銘柄化を推進する。また、低質材もペレットや薪といった木質バイオマスとして活用することで市域の木材生産量、利用量を増大させるとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減することができる。

#### 4 森林の総合利用の推進

森林は、保健・文化教育的な活動に利用されることにより、人々に健康、精神面での安らぎや憩いの場を提供すると共に、自然景観の維持、生物の生息・生育環境の保全、学術の振興等の機能を発揮する。

これらを踏まえ、既存の小黒川溪谷キャンプ場、休み平アヤメ園、市民の森、高遠城址公園、花の丘公園、進徳の森を総合的に活用すべく、その整備を適切に実施し、広く市民の森林利用の場とする。

#### 5 住民参加による森林の整備

伊那市50年の森林（もり）ビジョンの大テーマの一つとして「市民参加」が挙げられており、市内森林の整備等を検討する際は、同テーマを重視することを基本姿勢とする。

##### (1) 地域住民参加による取組

ア 里山を中心とした地域の活性化を図るため、地域住民・森林ボランティア等による多様な里山の利用を促す森林整備を支援していく。

小黒川溪谷や市民の森は、市民憩いの場となることから、特に住民参加型の整備を実施し、地域の活性化につなげていく。

さらに、住民が親しみやすく森林・林業を理解し体験できるイベント等を展開していくと共に、学校における森林環境教育推進のため、みどりの少年団の育成（結成）をして、ひとりひとりの自主性を養うこととする。

これらの取り組みを推進するため、緑の基金事業等を有効活用していく。

イ 伊那市50年の森林（もり）ビジョンにおける、市内森林のゾーニング図の更新や各種地図の作成については、同ビジョンの実行計画で定めたとおり、「市民参加」を重視し、市民からの情報収集及び成果物に対する市民からのフィードバックを反映することを基本とする。

(2) 上下流連携による取組

旧高遠藩主内藤家の縁により友好提携している伊那市と東京都新宿区は、平成20年2月10日に地球環境保全のために地球環境保全協定を締結した。

この協定では、友好提携の理念に基づき、環境の分野において両者が連携して伊那市の豊かな森林を保全することにより、二酸化炭素の吸収量を増加させるとともに、住民相互の自然体験学習や地域交流の機会を作ることを目的としている。

(3) その他

東京都立北園高等学校と東京都立葛飾野高等学校は、市内の団体と「森林の里親」契約を締結し、社会貢献を学ぶ「奉仕」の履修として伊那市での森林整備活動に取り組んでいる。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

## 7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

伊那市は現在人工林を中心に3,540haの森林を所有しており、人工林については、森林組合等へ保育、間伐等を委託し実施することとする。

市有林の経営計画は未策定だが、今後の継続的な整備の推進を図るため、策定を進め、市内の森林整備の見本となる森林経営を行う。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地については、【別表：伊那市遺跡台帳】のとおりであり、当該地において森林施業等を実施する場合には、市教育委員会で所管している図面等を確認し、調整の上、関係法令に基づき適正に実施するよう指導する。

## 【計画策定の経過】

### 1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

| 意見聴取日     | 意見聴取方法    | 相手方                                |
|-----------|-----------|------------------------------------|
| 令和8年1月26日 | 文書による意見聴取 | 上伊那森林組合、NPO法人森林環境、平澤林産有限会社、林業普及指導員 |

### 2 公告・縦覧期間

(当初) 令和5年1月11日 ～ 令和5年2月10日  
(第1回変更) 令和6年1月11日 ～ 令和6年2月13日  
(第2回変更) 令和7年1月27日 ～ 令和7年2月25日  
(第3回変更) 令和8年1月26日 ～ 令和8年2月25日

### 3 計画書作成担当者

| 課・係                 | 職    | 氏名    | 備考 |
|---------------------|------|-------|----|
| 50年の森林推進課           | 課長   | 酒井 建  |    |
| 50年の森林推進課 50年の森林推進係 | 課長補佐 | 井口 英史 |    |
| 〃                   | 主任   | 中川 香子 |    |

### 4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

| 所 属      | 課・係     | 職    | 氏名    | 備考      |
|----------|---------|------|-------|---------|
| 上伊那地域振興局 | 林務課 普及係 | 課長補佐 | 上野 純子 | 林業普及指導員 |
| 〃        | 〃       | 主査   | 高田 淳子 | 森林総合監理士 |

### 5 計画の公表計画

| 公表の方法     | 時期         | 備考 |
|-----------|------------|----|
| 伊那市ホームページ | 計画変更後1ヶ月以内 |    |
|           |            |    |

## VI 参考資料

### 1 人口及び就業構造

#### (1) 年齢層別人口形態

| 年次           |            | 総計     | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上  |
|--------------|------------|--------|-------|--------|--------|
| R4年<br>(10月) | 実数<br>(人)  | 66,654 | 7,875 | 37,173 | 21,606 |
|              | 構成比<br>(%) | 100    | 12    | 56     | 32     |

(出典：伊那市企画部)

#### (2) 産業部門別就業者数等

|            | 年次  | 総数     | 第1次産業 |     |     |       | 第2次産業           |  | 第3次産業  |
|------------|-----|--------|-------|-----|-----|-------|-----------------|--|--------|
|            |     |        | 農業    | 林業  | 漁業  | 小計    | うち木材・<br>木製品製造業 |  |        |
| 実数<br>(人)  | 27年 | 35,237 | 3,177 | 153 | 2   | 3,322 | 11,507          |  | 20,408 |
|            | 22年 | 36,325 | 2,910 | 137 | 1   | 3,048 | 11,772          |  | 21,505 |
|            | 17年 | 36,881 | 3,945 | 49  | 2   | 3,996 | 12,989          |  | 19,896 |
| 構成比<br>(%) | 27年 | 100    | 9.0   | 0.4 | 0.0 | 9.4   | 32.7            |  | 57.9   |
|            | 22年 | 100    | 8.0   | 0.4 | 0.0 | 8.4   | 32.4            |  | 59.2   |
|            | 17年 | 100    | 10.7  | 0.1 | 0.0 | 10.8  | 35.2            |  | 54.0   |

(出典：国勢調査)

### 2 土地利用

|            | 年次  | 総土地<br>面積 | 耕地面積(k㎡) |      |      | 林野面積(k㎡) |       |      | その他<br>面積 |
|------------|-----|-----------|----------|------|------|----------|-------|------|-----------|
|            |     |           | 計        | 田    | 畑    | 計        | 森林    | 原野   |           |
| 実数<br>(人)  | R3年 | 667.9     | 55.2     | 38.3 | 16.9 | 348.4    | 293.1 | 55.3 | 264.3     |
| 構成比<br>(%) | R3年 | 100       | 8.2      | 5.7  | 2.5  | 52.2     | 43.9  | 8.3  | 39.6      |

(出典：令和3年 伊那市統計書)

### 3 森林転用面積

| 年次   | 総数     | 工場・<br>事業場用地 | 住宅・<br>別荘用地 | ゴルフ場・<br>レジャー用地 | 農用地 | 公共用地   | その他    |
|------|--------|--------------|-------------|-----------------|-----|--------|--------|
| H28年 | 1.17ha | ha           | ha          | ha              | ha  | ha     | 1.17ha |
| 27年  | ha     | 4.71ha       | ha          | ha              | ha  | 0.95ha | ha     |
| 28年  | ha     | 2.42ha       | ha          | 0.08ha          | ha  | 0.20ha | ha     |

(出典：上伊那地域振興局 林地開発等定期報告、森林計画業務報告)

#### 4 森林資源の現況等

##### 所有形態別

##### (1) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

|            | 年次   | 私有林合計  | 在在者<br>面積 | 不在（市町村）者面積 |        |       |
|------------|------|--------|-----------|------------|--------|-------|
|            |      |        |           | 計          | 県内     | 県外    |
| 実数<br>ha   | H29年 | 26,339 | 18,065    | 7,756      | 6,420  | 1,336 |
| 構成比<br>(%) | H29年 | 100    | 69        | 31(100)    | 26(83) | 5(17) |

(出典：上伊那地域振興局 森林資源構成表)

##### (2) 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模   | 林家数   |         |     |           |       |
|--------|-------|---------|-----|-----------|-------|
| ～1ha   | 4,824 | 10～20ha | 260 | 50～100ha  | 26    |
| 1～5ha  | 2,606 | 20～30ha | 42  | 100～500ha | 22    |
| 5～10ha | 559   | 30～50ha | 38  | 500ha以上   | 9     |
|        |       |         |     | 総数        | 8,386 |

#### 5 林産物の生産概況

※上伊那地域振興局管内

| 種類  | 素材（民有林）               | パルプ・チップ         | 苗木        | ナメコ        |
|-----|-----------------------|-----------------|-----------|------------|
| 生産量 | 39,806 m <sup>3</sup> | 0m <sup>3</sup> | 23,700 千本 | 1,265.3 kg |

(出典：H29 長野県木材統計 H30 得苗成績報告 H29 特用林産物生産統計調査)

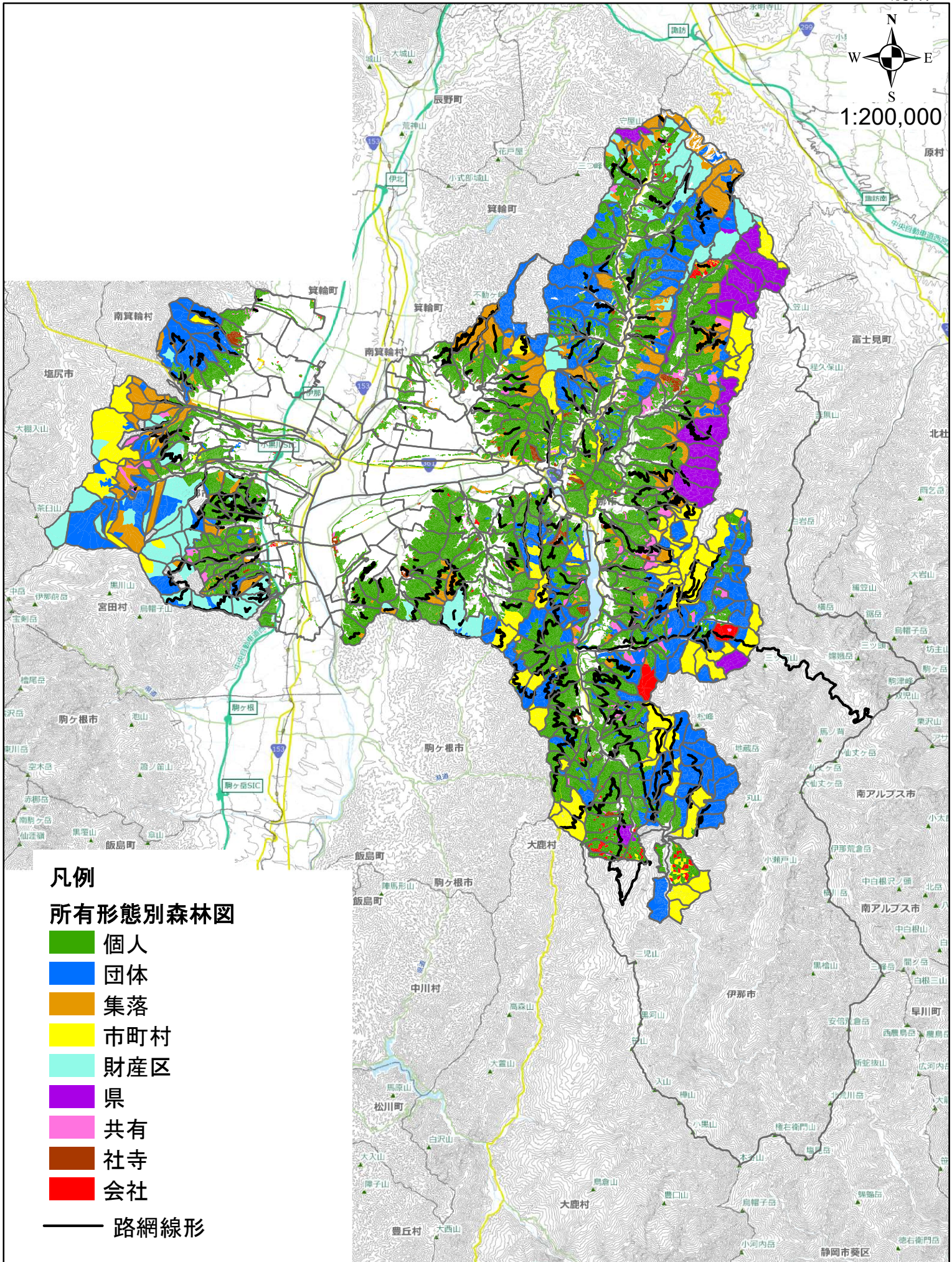
#### 6 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

該当なし



# 伊那市 所有形態別森林図

別紙2



## 凡例

### 所有形態別森林図

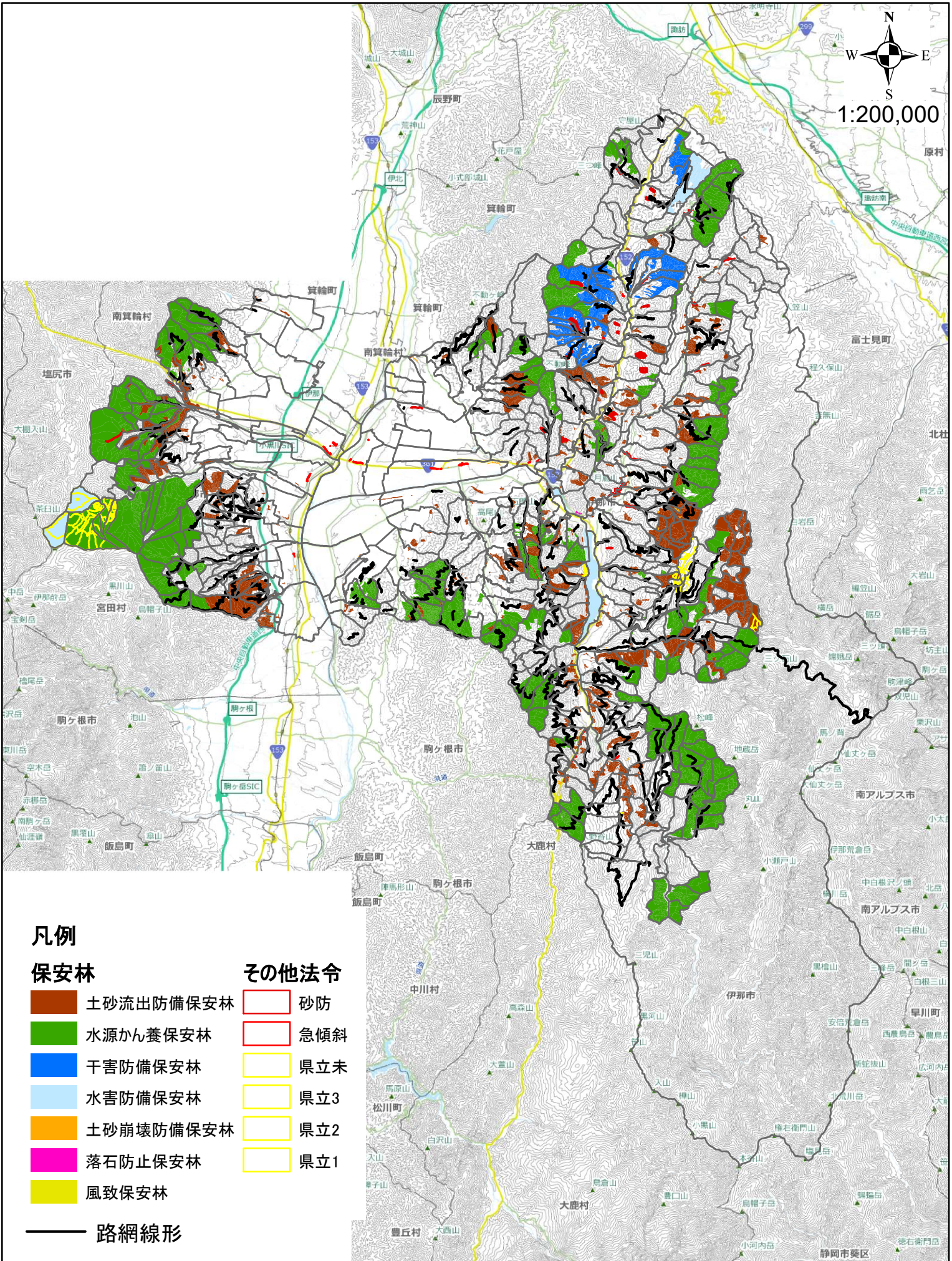
- 個人
- 団体
- 集落
- 市町村
- 財産区
- 県
- 共有
- 社寺
- 会社

路網線形

10 5 0 10 km

# 伊那市 保安林、その他法令図

別紙3



## 凡例

### 保安林

- 土砂流出防備保安林
- 水源かん養保安林
- 干害防備保安林
- 水害防備保安林
- 土砂崩壊防備保安林
- 落石防止保安林
- 風致保安林

### その他法令

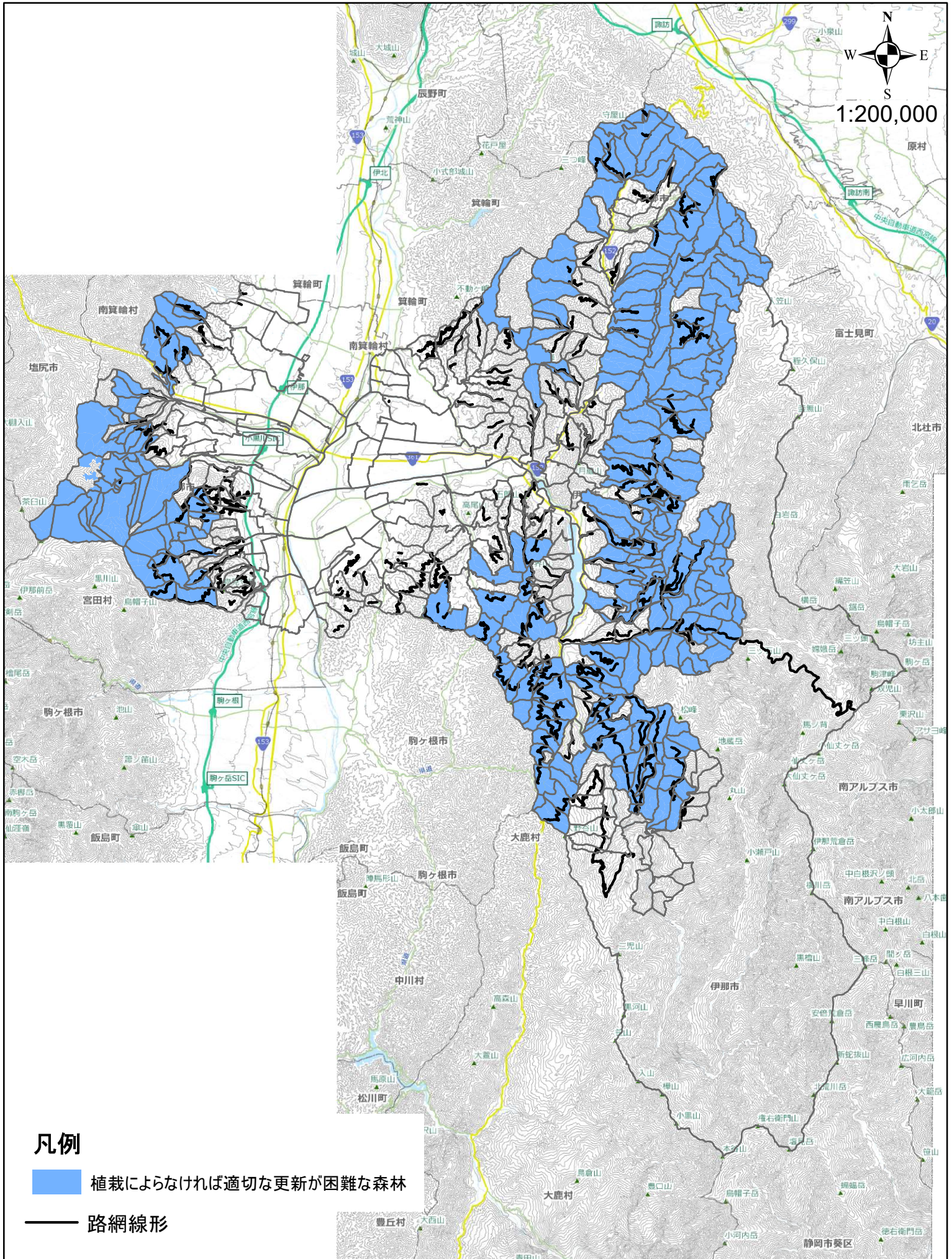
- 砂防
- 急傾斜
- 県立未
- 県立3
- 県立2
- 県立1

— 路網線形

10 5 0 10 km

# 伊那市 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林図

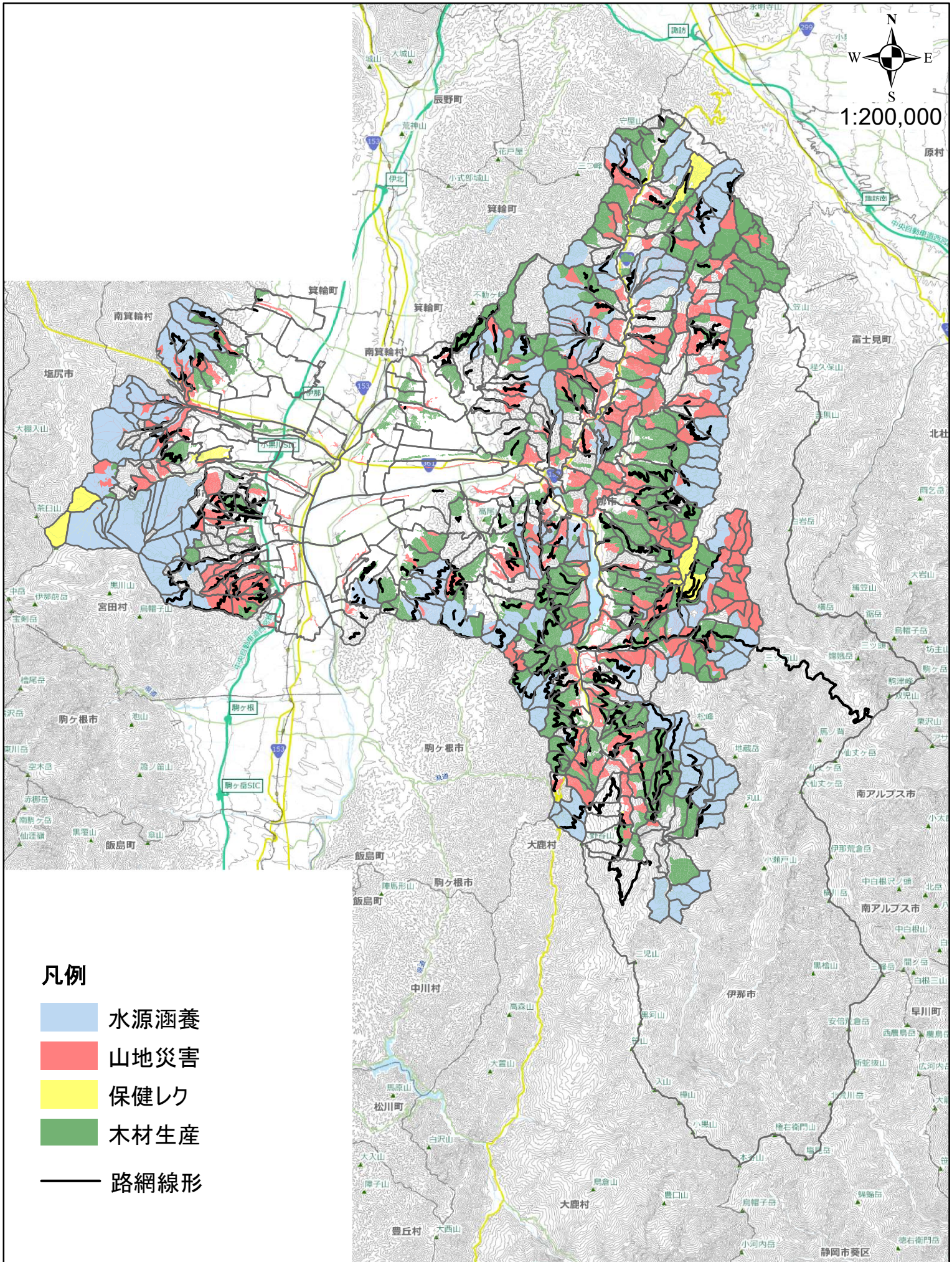
別紙4



10 5 0 10 km

# 伊那市 公益的機能別施業森林図

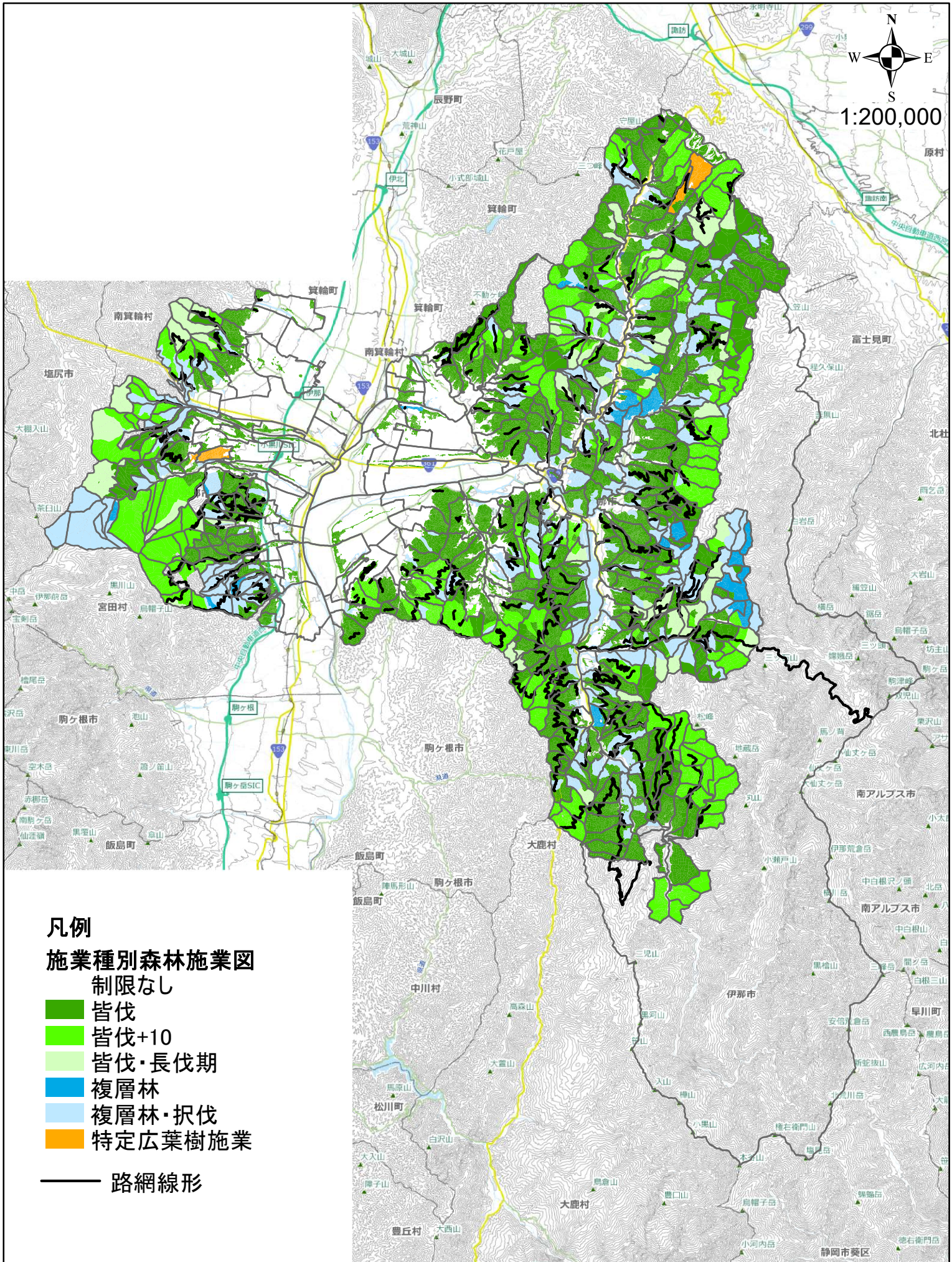
別紙5



10 5 0 10 km

# 伊那市 施業種別森林施業図

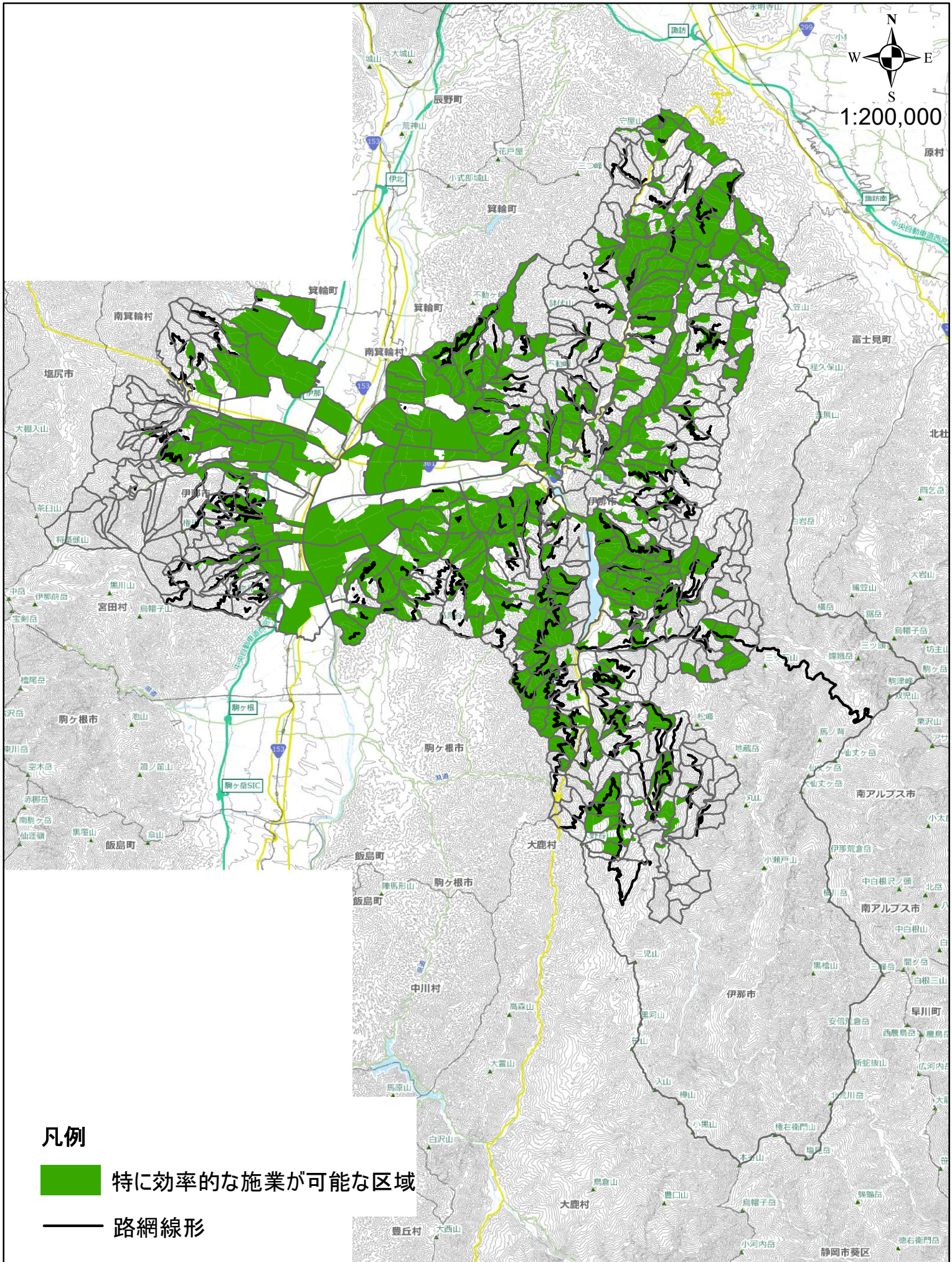
別紙6



10 5 0 10 km

# 伊那市 特に効率的な施業が可能な区域図

別紙7

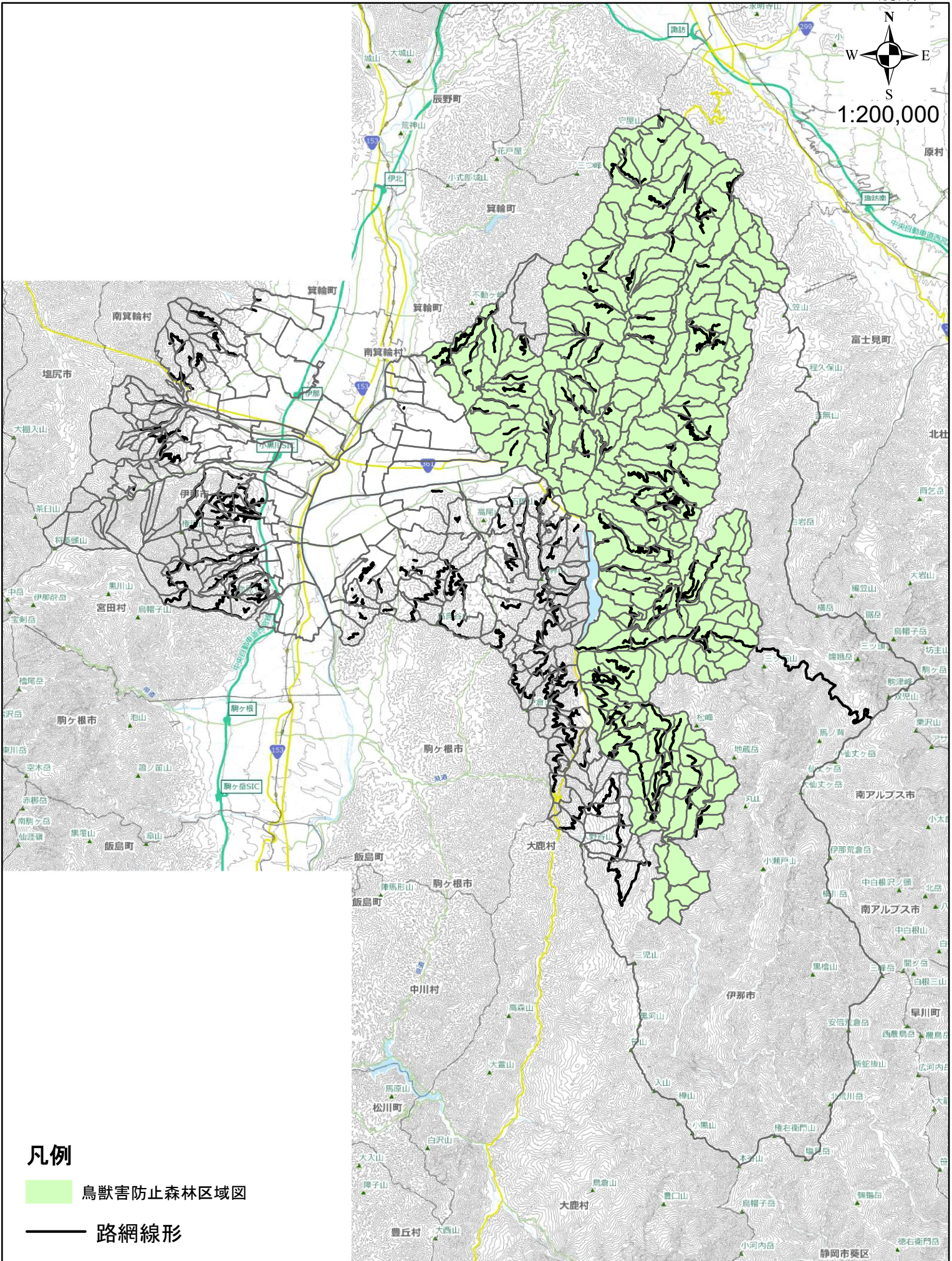


# 伊那市 鳥獣害防止森林区域図

別紙8



1:200,000



## 凡例

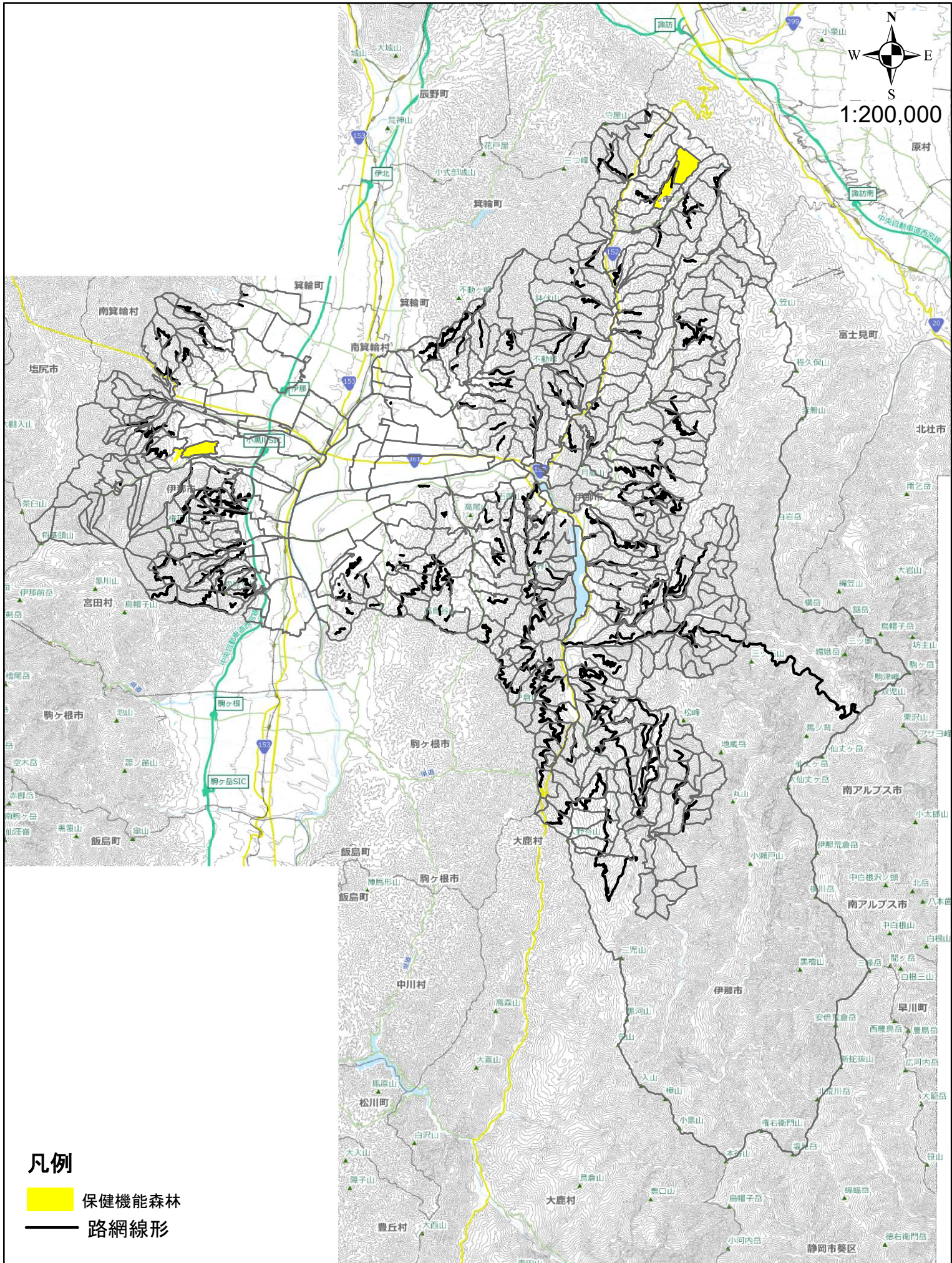
- 鳥獣害防止森林区域図
- 路網線形

10 5 0 10 km



# 伊那市 保健機能森林区域図

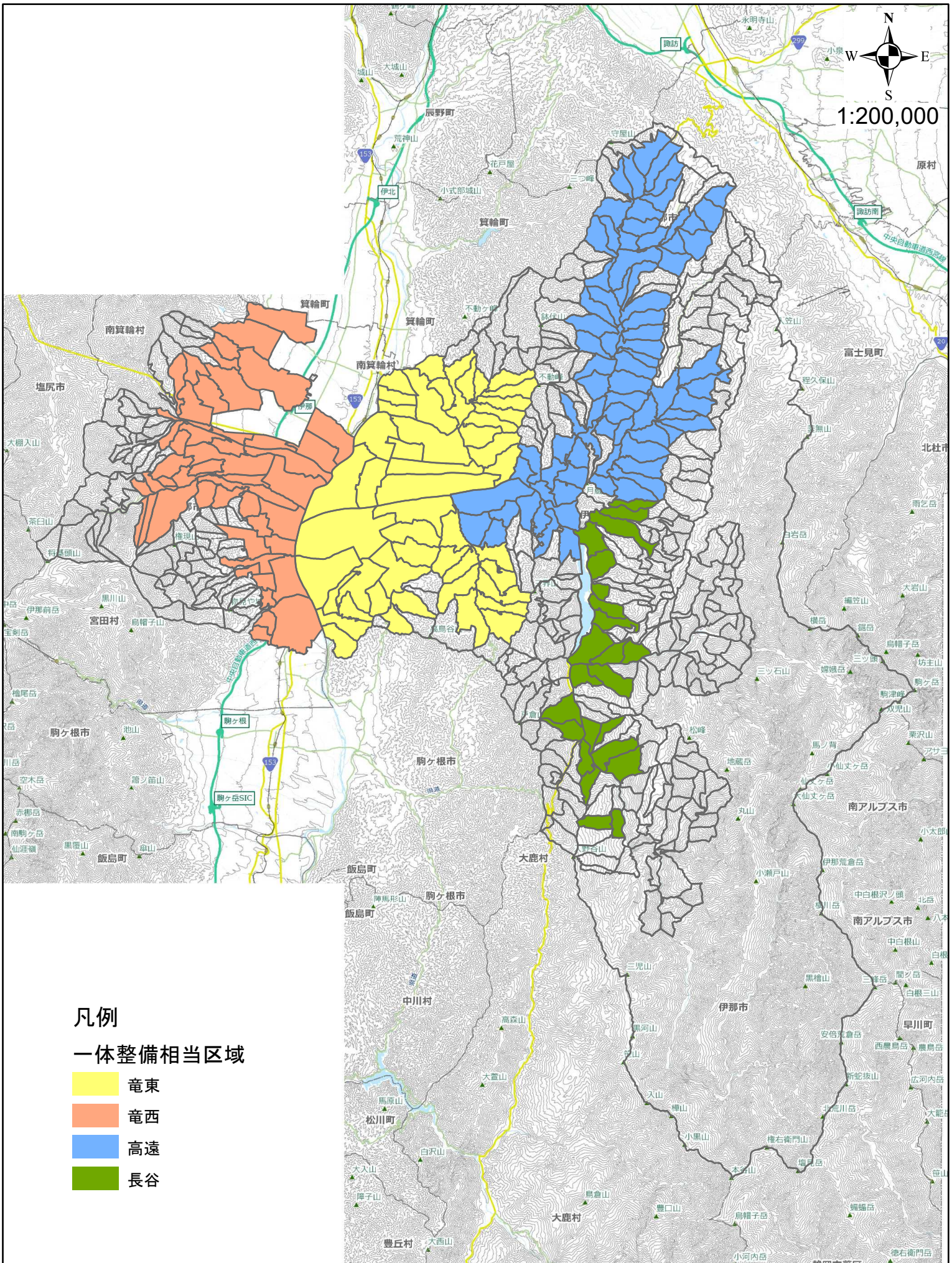
別紙9



## 凡例

- 保健機能森林
- 路網線形

10 5 0 10 km



凡例

一体整備相当区域

- 竜東
- 竜西
- 高速
- 長谷